

# 官報號外

昭和十五年三月二十六日

## ○第七十五回 貴族院議事速記錄第二十七號

昭和十五年三月二十五日(月曜日)午前十時  
十八分開議

議事日程 第二十七號  
昭和十五年三月二十五日

午前十時開議

第一 所得稅法改正法律案(政府提出、衆議院  
送付)

第二 法人稅法案(政府提出、衆議院  
送付)

第三 特別法人稅法案(政府提出、衆  
議院送付)第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 配當利子特別稅法案(政府提出、  
衆議院送付)

第五 外貨債特別稅法中改正法律案  
(政府提出、衆議院送付)

第六 相續稅法中改正法律案(政府提  
出、衆議院送付)

第七 建築稅法案(政府提出、衆議院  
送付)第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 砂糖消費稅法中改正法律案  
(政府提出、衆議院送付)

第九 織物消費稅法中改正法律案  
(政府提出、衆議院送付)

第十 挥發油稅法中改正法律案(政  
府提出、衆議院送付)

第十一 磨粉稅法(政府提出、衆議院  
送付)

第十二 鐵道稅法(政府提出、衆議院  
送付)

第十三 清涼飲料稅法中改正法律案  
(政府提出、衆議院送付)

第十四 紗線稅法(政府提出、衆議院  
送付)

第十五 糖業稅法(政府提出、衆議院  
送付)

第十六 改正法律案(政府提出、衆議院  
送付)

第十七 物品稅法案(政府提出、衆議院  
送付)

第十八 遊興飲食稅法案(政府提出、衆  
議院送付)

第十九 取引所稅法中改正法律案(政  
府提出、衆議院送付)

第二十 通行稅法案(政府提出、衆議院  
送付)

第二十一 入場稅法案(政府提出、衆議  
院送付)

第二十二 印紙稅法中改正法律案(政  
府提出、衆議院送付)

第二十三 骨牌稅法中改正法律案(政  
府提出、衆議院送付)

第二十四 狩獵稅法中改正法律案(政  
府提出、衆議院送付)

第二十五 明治四十四年法律第四十五  
號中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第二十六 大正九年法律第五十一號中  
改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第二十七 支那事變特別稅法及臨時租  
稅增徵法廢止法律案(政府提出、衆議  
院送付)第一讀會ノ續(委員長報告)

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

第十七 物品稅法案(政府提出、衆議院  
送付)第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十八 營業收益稅法廢止法律案  
(政府提出、衆議院送付)第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十九 資本利子稅法廢止法律案  
(政府提出、衆議院送付)第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十 法人資本稅法廢止法律案(政  
府提出、衆議院送付)第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十一 臨時租稅措置法中改正法律  
案(政府提出、衆議院送付)第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十二 家屋稅法案(政府提出、衆議  
院送付)第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十三 所得稅法人稅內外地關涉法  
案(政府提出、衆議院送付)第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十四 昭和十二年法律第九十四號  
中改正法律案(政府提出、衆議院送  
付)第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十五 大正十三年法律第六號中改  
正法律案(政府提出、衆議院送付)第一  
讀會ノ續(委員長報告)

第三十六 アルコール製造事業等ニ對  
スル所得稅等ノ免除規定ノ改正ニ關  
スル法律案(政府提出、衆議院送付)第一  
讀會ノ續(委員長報告)

第三十七 租稅法規ノ改正ニ伴フ恩給  
金庫法等ノ規定ノ整理ニ關スル法律  
案(政府提出、衆議院送付)第一讀會ノ續(委員長報告)

第三十八 地方稅法案(政府提出、衆議院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)	提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ
第三十九 地方分與稅法案(政府提出、衆議院送付)	損害保險國營再保險特別會計法案
第四十 府縣制中改正法律案(政府提出、衆議院送付)	職業紹介法中改正法律案
第四十一 市制中改正法律案(政府提出、衆議院送付)	損害保險國營再保險特別會計法案
第四十二 町村制中改正法律案(政府提出、衆議院送付)	同日本院ニ於テ採擇スルコトヲ議決シタル 鑑業被害耕地ノ復舊整理助成ニ關スル請願 外三十九件ノ請願ハ各々意見書ヲ附シ即日 之ヲ政府ニ送付セリ
第四十三 北海道會法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)	同日本炭需給調節特別會計法案特別委員會 ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如 シ
第四十四 北海道地方費法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)	委員長 大塚 惟精君 副委員長 男爵前田 勇君
第四十五 地方分與稅分與金特別會計法案(政府提出、衆議院送付)	同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ 所得稅法改正法律案可決報告書
第四十六 農會法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)	法人稅法案可決報告書 特別法人稅法案可決報告書 配當利子特別稅法案可決報告書 外貨債特別稅法中改正法律案可決報告書 相續稅法中改正法律案可決報告書
○議長(伯爵松平賴壽君) 諸般ノ報告ヲ致 サセマス	資本利子稅法廢止法律案可決報告書 法人資本稅法廢止法律案可決報告書 地方稅法案可決報告書 地方分與稅法案可決報告書 臨時租稅措置法中改正法律案可決報告書 地租稅法案可決報告書 鑑區稅法案可決報告書 臨時利得稅法中改正法律案可決報告書 營業稅法案可決報告書 地租法中改正法律案可決報告書 酒稅法案可決報告書 清涼飲料稅法中改正法律案可決報告書 書
〔白木畫記官朗讀〕	北海道會法中改正法律案可決報告書 ○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會 議ヲ開キマス、日程第一、所得稅法改正法 昨二十四日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府



昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

清涼飲料稅法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

砂糖消費稅法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

織物消費稅法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

揮發油稅法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

物品稅法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

遊興飲食稅法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

取引所稅法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

大正九年法律第五十一號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

支那事變特別稅法及臨時租稅增徵法廢  
止法律案右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

骨牌稅法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

狩獵法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

委員長 伯爵林 博太郎

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

報告候也

法人資本稅法廢止法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 委員長 伯爵林 博太郎

臨時租稅措置法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿  
委員長伯爵林博太郎

家屋稅法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿  
委員長 伯爵林 博太郎

所得稅法人稅內外地關涉法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
候也

昭和十五年三月二十四日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿  
委員長 伯爵林

昭和十二年法律第九十四號中改正法律

案  
可決スヘキモノナリト義決セリ依テ及

昭和十五年三月二十四日  
告候也

貴族院議長伯爵松平賴壽殿 委員長 伯爵林 博太郎

官報號外

昭和十五年三月二十六日

貴族院議事速記錄第二十七號

所得稅法改正

律案外三十六件

第一讀會ノ續

大正十三年法律第六號中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

竝ニ議長ガ其ノ名前ヲ列ベタダケデモ相當ノ時間ガ掛シタト云フコトデモ御分リニナル  
ダラウト思フノデアリマス、先ヅ税制ノ此

配當利子所得ハ是ヘ資産所得デアリマスカラ、源泉課稅ヲナスモノニハ免稅點無シ、賦課決定ニ依ルモノハ免稅點ヲ百圓ニシテアリ

昭和十五年三月二十四日 委員長 伯爵林 博太郎  
貴族院議長伯爵松平頼壽殿  
アルコール製造事業等ニ對スル所得稅等ノ免除規定ノ改正ニ關スル法律案右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十五年三月二十四日 委員長 伯爵林・博太郎  
貴族院議長伯爵松平頼壽殿

租稅法規ノ改正ニ伴フ恩給金庫法等ノ規定ノ整理ニ關スル法律案右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十五年三月二十四日 委員長 伯爵林 博太郎  
貴族院議長伯爵松平頼壽殿

〔伯爵林博太郎君演壇ニ登ル〕  
○伯爵林博太郎君 只今上程サレマシタ所  
得稅法改正法律案外三十六件ノ特別委員會  
ノ經過ニ付キマシテ、出來ルダケ簡單ニ御  
報告ヲ致シタイト思ヒマス、今回ノ稅制ノ  
改革ト云フモノハ、誠ニ劃期的ノモノデア  
ルト云フコトハ御承知ノ通リデアリマス、而  
シテ是ガ如何ニ稅ノ全形態ニ瓦リ、如何ニ

ノ割期的改革ニ付キマシテノ極ク大要ニ付  
キマシテ申上ゲテカラ、經過ヲ申シタイト  
思ヒマス、大藏大臣ハ、此ノ税制改革ノ四  
大目標ト言ハレマシテ四ツノ項目ヲ列ベテ  
居ラレマスガ、要スルニ益々複雑多岐ニナッテ  
來タ此ノ税制ヲ單一化シ、簡易化シ、體系  
化シテ行クト云フ形式的方面ニ於テ體系ヲ  
整ヘタト云フ所ニ重大ナル意義ガアルヤウ  
ニ私ハ思ツテ居リマス、直接國稅ノ體系ハ、  
從來モ所得稅ヲ中樞ト致シテアッタノデアリ  
マスガ、地租、營業収益稅、資本利子稅ノ  
三收益稅、テ以テ之ヲ補完スルコトニナッテ  
居リマシテ、同ジ種類デアリマス家屋稅ト  
云フモノハ地方稅デアリマス爲ニ、ドウモ  
體系ガ整ツテ居ラナイ、此ノ故ニ收益稅制度  
ト云フモノハ廢シタノデアル、所得稅ニハ  
二通リアリマシテ、分類所得稅ト綜合所得  
稅ト云フコトニナツタノデアリマス、而シテ  
大衆稅タル分類所得稅ノ方ハ、是ハ比例稅  
率ヲ以テヤリマシテ、不動產所得、配當利子、  
所得、事業所得、勤勞所得、山林ノ所得、退  
上ヨリ、稅率、免稅點、控除、課稅ノ方法等ガ  
各々其ノ特徴ニ依ツテ變ツテ居リマス、不動  
產所得ト配當利子所得ハ、是ハ率ガ最モ重  
ク百分ノ十、勤勞所得ハ其ノ性質上最モ輕  
ク百分ノ六トナツテ居リマス、不動產所得ト

マス、勤労所得ト事業所得ニハ、ソレド、六百圓乃至四百圓ノ基礎控除ヲ認メテアル、而シテ扶養家族ノ控除額ハ今回ハ著シク増額ニナツテ居リマス、分類所得ニハ出來ルダケ簡易化ト云フコトヲ努メマシテ源泉課稅ヲ建前トシマシタ、次ニ綜合所得稅デアリマスガ、是ハ相當額以上ノ所得者ニ限リマシテ、前ト違ツテ、比例稅率デナク是ハ累進稅率ヲ以テシテアリマス、大體第三種所得稅ノ例デ綜合所得稅ヲ設ケタノデアリマスガ、五千圓以上ノ所得者ニ限リマシテ、五千圓ヲ超ユル所得ニ對シ千分ノ十カラ千分ノ六十五迄ノ超過累進稅率ニ據ツタノデアリマス、一、公社債、銀行預金利子ニ付キマシテハ綜合ノ建前ニナツテ居リマス、從來ハ第二種所得稅トシテ源泉課稅ノミデアッタノデアリマスガ、負擔ノ均衡ト彈力性ヲ持タセル關係カラ致シマシテ、綜合累進ノ建前トナリマシタ、但シ之ガ急激ナル變化ヲ防グガ爲ニ、當分ノ内申請ニ依ツテ百分ノ十五ノ稅率デ、源泉課稅ノ途モ開イタコトニナツタノデアリマス、二、配當所得ノ計算方法ガ變更ニナリマシタ、相當高度ノ累進稅率ニ依ツテ課稅スル綜合所得稅デハ二割控除ヲ廢シマシテ、株式ノ收得ニ要シマシタ負債ノ利子ヲ控除スルコトニナリマシタ、之ニ付キマシテハ相當重大ナル議論ガアリ

マシタガ、ソレハ後程申上ゲマス、次ハ法  
人稅、所得稅ハ大體個人ニ對スル課稅デア  
リマス、デアリマスカラ此ノ際別ニ法人  
稅ト云フモノヲ作ッタノデアル、現行第一種  
所得稅、法人資本稅ト云フモノヲ、之ヲ一  
括シテ統制シタノデアリマス、一般法人ノ  
所得ニハ百分ノ十八、資本ニハ今ノ千分ノ  
一ニヲ千分ノ一・五ニ増稅ヲシタノデアリマ  
ス計算ノ方法、甲、現行第一種所得稅デハ所  
得稅、臨時所得稅等ヲ損金トシタノデアリ  
マス、今度ハ之ヲ損金トシテ控除シナイ、尤  
モ臨時利得稅ハ其ノ性質上納付セシメタ後  
法人稅ヲ掛ケル、即チ各事業年度ノ利益力  
ラ之ニ課スル臨時利得稅ヲ控除シタル  
殘額ヲ、課稅所得トシテ之ニ法人稅ヲ課ス  
ルコトトナツタノデアリマス、此ノ問題モ後  
程更ニ申上ゲタイト思ヒマス、乙、缺損  
金ノ繰越控除ヲ認ヌタノデアリマス、相續  
稅ニ付テ申上ゲマスト、相續稅ハ三割增收  
ニナルコトニナリマス、其ノ外建築稅ト云  
フモノハ單行法ニ依リ、鑛業稅ハ廢止シマ  
シテ鑛區稅法ト云フモノガ出來マシタ、取  
引所營業稅ハ取引所特別稅ト云フモノニ一  
レテ良クナツタノデアリマス、清涼飲料稅ノ  
方モ増加ヲ致シマシタ、砂糖ハ必需品トモ  
言致シテ置キマスガ、酒稅法ガ今度制定サ  
ス、サウシテ衆議院ニ於テ修正ヲ加ヘマシ  
タ結果ト致シマシテ、平年度ニ於テ六千五  
百萬圓、初年度ニ於テ六千二百萬圓ノ減收  
トナツタノデアリマス、是ハ後程ニモ申上ゲ  
改正シタノデアリマス、是ハ五ツアリマス

ガ、主ナルモノヲ一三申上ゲマスガ、第一  
ニハ、法人ノ留保所得ヲ、生產擴張、國債  
ニ運用シタ場合ニハ課稅ヲ減少スルコトニ  
シテ居ルノデアリマス、次ニハ海外企業ノ爲ニ  
ナツタノデアリマス、次ニハ海外企業ノ爲ニ  
ヤツテ居ル所ノ所得ノ稅ニ付テモ輕減ヲ致  
シテ居ルノデアリマス、又重要鑛業、即チ  
山ノ鑛物ヲ掘ル重要鑛業ノ課稅ノ減免ノコ  
トモ十分ニ考慮シテアルヤウデアリマス、  
相續稅ノコトナドハ後ニ又更ニ申上ゲナケ  
レバナラナクナルノデアリマス、從シテ物納  
ノコトモ後程出テ參リマス、結局此ノ國稅  
ノ改正ニ依リマシテ、一般會計テハ平年度  
七億一千五百萬圓、昭和十五年度五億二千  
八百萬圓ノ增收トナリマス、此ノ外ニ地方  
分與稅、分與金特別會計ノ歲入ニ屬セシス  
タ地租ト營業稅ノ收入見込額、平年度ニ於  
テ九千八百餘萬圓、昭和十五年度ニ於テ七  
千六百餘萬圓トナツテ居リマス、全部ト致シ  
マシテハ、平年度約八億一千四百萬圓、昭  
和十五年度ニハ約六億四百萬圓トナリマス、  
併シナガラ一面地方稅ノ改廢ニ伴ヒマシテ、  
地方分與稅分與金トシテ地方團體ニ交付ス  
ル金額等ノ增加ガアリマスカラ、純粹ナル  
所ニ、全面的ノ特徵ガアルヤウニ私ハ思ヒ  
マス、一、國費ノ一端ニ資スルコト、二、  
公債ノ利子元本ノ償却ニ資スルコト、三、  
進ミタイト云フコトデアリマス、決シテ增  
收ノミガ目的デハナイ、此ノ四ツノ目標ノ  
經濟界ニ惡影響ヲ及ボサナイコト、ヲ以テ  
一デアル經濟界トノ調和ト云フコトモ、是  
モ非常ニ重大ナコトデアル、又公債ノ利  
拂ノミニ之ヲヤルトカ、元本償却ノミニ之  
ヲ使フト云フコトナク、ソレモ一デハア

別委員會ハ三月十八日午後一時半ヨリ開會  
是等質問ノ要項ニ付キマシテ簡潔ニ申上ゲ  
テ見タイト思ヒマス、第一、增稅ノ目的如  
何、大藏大臣ハ、先程申上ゲマシタ如ク四  
大目標ヲ以テ目的トシテ居ル、第一、中央、  
地方ヲ通ジマシテ負擔ノ均衡ヲ圖ルコト、  
第二、經濟政策トノ調和ヲ圖ルコト、三ガ、  
增收竝ニ稅制ニ彈力性ヲ含マシメルコト、  
四、稅制ノ簡易化ヲ圖ルコトト云フノデア  
リマス、而シテ稅制ノ簡易化、即チ稅制ヲ  
統制シテ形式ヲ整ヘテ成ルベク似寄ッタモノ  
ヲ一括シテ行クト云フ方針デ纏メタト云フ  
所ニ、全面的ノ特徵ガアルヤウニ私ハ思ヒ  
マス、一、國費ノ一端ニ資スルコト、二、  
公債ノ利子元本ノ償却ニ資スルコト、三、  
モ、世界各國ノ例ヲ見ルト云フト、國稅ノ  
ト多イグラウト思フ譯デアル、要スルニ是  
ハ非常ニ調査ガムヅカシイノデアルケレド  
モ、世界各國ノ例ヲ見ルト云フト、國稅ノ  
ミデ見マスト、昭和十三年即チ千九百三十  
八年ノ調査ニ依ルト、「アメリカ」デハ國民  
所得ノ一一「ペーセント」ヲ徵稅シテ居ル、「フ  
ランス」ハ一二「ペーセント」、「ドイツ」ガ二六  
「ペーセント」、日本ハ「ドイツ」ノ一分ノ一ノ  
一三「ペーセント」ニ當ラテ居ルノダカラ、此

リマスガ、ソレガ絕對ノモノデナイト云フ  
コトデアリマス、次ニ國民所得ト云フモノ  
ハ一體ドノ位アルカト云フ質問デアリマス、  
昭和五年ノ國勢調査ニ依リマスト百零六億  
カノ時間ノ間ニ急激ニ殖エテ來タヤウデア  
ルガ、其ノ推定ノ方法ハドウデアルカ、政  
府ハ之ニ對シマシテ次ノ如ク答辯ヲ致シテ  
居リマス、主稅局ノ調査ニ依ルト、今日ノ  
國民所得ト云フモノハ二百五十億アル、昭  
和五年ニハ百六億、昭和十年ニハ百四十五  
億、其ノ後ハマダ調査ガ出來テ居ラナイ、  
是ハ何デ分ルカト云フト、第三種所得稅ト  
云フモノニ依レバ大體分ル、即チ昭和十  
年ニハ百四十五億、昭和十一年ニハ百六十一億、  
昭和十三年ニハ二百三十二億、昭和十四年ニ  
二百五十五億ノ豫想トナツテ居ル、是ハ最少  
限度ニ見積シタモノデアルカラ、實際ハモッ  
ト多イグラウト思フ譯デアル、要スルニ是  
ハ非常ニ調査ガムヅカシイノデアルケレド  
モ、世界各國ノ例ヲ見ルト云フト、國稅ノ  
所得ノ一一「ペーセント」ヲ徵稅シテ居ル、「フ  
ランス」ハ一二「ペーセント」、「ペーセント」、「ド  
イツ」ノ一分ノ一ノ「ペーセント」ニ當ラテ居  
ルノダカラ、此

ノ四大強國ノ中デハ最モ少額デアル、ダカラ  
マダ之ニハ餘裕ガアルト認メルト云フ譯デア  
リマスケレドモ、國情ニ依クテ負擔力モ違フ、  
併シナガラ國力發展ノ途中ニ在ル我國ニ於  
テハ、矢張リ餘剩力ガアルト云フコトハ、  
之ニ依クテモ見ナケレバナラナイ、而シテ  
今度ノ全面的增稅ニ依クテヤツテ行クナラ  
バ、我方國力ノ發展ニ對シテ無理ハナイモ  
ハ無理ハナイト思フト云フ答辯デアリマス、  
次ハ公債ノコトデアリマスガ、斯クノ如ク  
ノト思フ、生活費ト比較シテモ其ノ負擔額  
公債ガ續發サレルト云フコトハ、結局不換  
紙幣ノ續發デアル、之ニ付テハ大ニ注意  
ヲ要スルガ、ドウデアルカ、之ニ對シマシ  
テハ、増發ニハ、其ノ發行ノ條件使途ニ依  
ルモノデアルガ、是ハ大ニ懶シマナケレバ  
ナラナイ、出來ルダケ増發ハシナイ、元本  
利息ノ支拂ハドウデアルカ、之ニ付キマシ  
テハ、適切ナル方法ヲ立テル、公債ノ發行必  
ズシモ惧レルコトハナイト思フ、色々ノ方  
面カラニ之付キマシテハ補填ヲシナケレバ  
ナラナイコトハ明カデアルガ、支那ニ於ケル  
新中央政府モ其ノ緒ニ就カムトシテ居ル、  
日滿支提携ノ經濟方面ニ付テノ事柄モ順調  
考ヘ併セテ方法ヲ立テルト云フコトハ決シ  
テ困難デナイト思フ、強制貯蓄ノコトガ問  
題ニ出マシタ、是ハ併シナガラ政府ニ於テ  
界ノ發展モ隆々トシテ進ンデ行ク時、是等ヲ  
ハ十分ニ考ヘテヤラナケレバナラナイ、或

ト思フガ、是ハ大イニ考慮スルト云フコトアリマス、元來中央ト地方ノ關係ヲ見ルト云フト、議員ナドガ知ラナイ間ニ、地方ノ負擔ガドンヽ植エテ居ルノダ、之ヲ一體放任シテ置クト云フノハ不都合デハナイカ、制度化シタラドウデアルカ、之ニ對シテハ、追ツテ制度化スル積リデアル、之ニ付テハ聯絡委員會ト云フモノヲ作リマシテ、サウシテ慎重ニ審議ヲシテ善處スル考デアル、所得稅ニ付キマシテ大體申上ガタイト思フノデスガ、此ノ中ノ主ナルモノダケ申シマスレバ、新所得稅ハ國稅收入中ノ實ニ四分ノ一ヲ占メテ居ル大キニ稅デアリマス、從ツテ是ハ大財源デアリマシテ、其ノ類實ニ九億六千萬圓トナルノデアリマス、體系上ノ中心ヲ成スノハ當然デアルト思ヒマス、其ノ内譯ハ、綜合所得稅ニ於テ四億三千萬圓、分類所得稅ニ於テハ五億三千五百萬圓トナツテ居ルノデアリマス、約半々ニナツテ居リマス、所得稅ニ付キマシテモ色々議論ガアリマシタガ、其ノ主ナルモノハ、寄附金ノ問題ガ出タノデアリマス、近頃地方ニ於テモ中央ニ於テモ、ドウモ寄附ト云フモノガ、是ハ自由ニヤルヤウナモノダケレドモ、實ハ強要サレテ出サナケレバナラナイ場合ガ隨分アル、斯ウ云フノハ一つ免稅ニスルトカ、所得カラ差引クト云フコトニシタラドウ云フモノデアラウカ、個人ノ寄附金ト云フモノハ、是ハ之ヲ寄附スル

シナイトハ、個人ノ處分デアル、所得ノ處分デアルカラ、是ハドウシテモ個人ノハ致シ方ハナイ、ゾレカラ會社ナドデヤリマス、併シ同族會社ノハ、會社ガ寄附シタト云ツテモ、實ハ個人ガ寄附スルモノガアル、ソレデアリマスカラ、同族會社ノ方ハ、國家ノ爲ニ寄附シタト云フヤウナモノハ之ヲ除クガ、其ノ他ノモノハ除カナイト云フ建前ヲ執ラナケレバナラナイト云フコトデアリマス、綜合所得稅、綜合所得稅ヲ拂フモノハ二十七萬人モアリマス、家族ヲ除イテ見ルト云フト十六萬人モアルノデアリマス、之ニハ配當所得ニ對スル負債利子ノ控除ト云フコトガアルガ、是ハ株式所得ニ必要デアッタ所ノ負債利子デアルカドウカト云フコトノ判定ハ極メテ困難デアルカラ、納稅者ト税務署員トノ間ニ動モスレバ争ガ起シテ、結局證明スルコトガ出來ナイカラト云ツテ、矢張リ認定サレル場合が多い、從ツテ此ノ問題ハナカノ面倒デアルカラ、コソナコトヲ簡易化スルト云フ名義ノ下ニヤルヤウナコトハ間違ツテ居ルノダカラ、配當ニ付テハ昔通リ二割控除ト云フ一、本デ行ツタ方ガ簡明デハナイカト云フ質問ガ出タノデアリマス、即チ株式配當所得ノ綜合課稅ヲハ、負債利子ヲ控除スルト云フケレドモ、是ハ技術的ニ頗ル困難デアルカラ、從前通リ二割控除ニシタイト云フガ、是ハドウデアルカト云フコトデアリマス、是ハ無論會計ノ上カラ、

負擔ノ上カラ、サウ云フコトハ出來ナイト  
云フコトニナシテ居リマス、尙又署員ニ不都  
合ガアルト云フヤウナコトハ、是ハ命令ヲ  
シ指導ヲシテ行ケバ其ノ點ハ矯正ガ出來  
ル、法人税ト所得税ヲ如何ニ考ヘルカト云  
フヤウナ關係論モ出タノデアリマス、是ハ  
所得税ノ本質竝ニ法人税ノ本質ト云フモノ  
ハ絕對ニ違フノデアルト云フ政府ノ見解デ  
アリマスケレドモ、委員ノ方ニ於テハ、是  
ハ法人モ段々個人的ノモノニ變ッテ行クンダ  
カラ、此ノ方ニモ分類所得税ヲ掛ケルト云  
フノモ宜イグラウシ、モウ少し獨立税ヲ認  
メテ貴ヒタイト云フヤウナ希望モ出タノデ  
アリマスガ、是ハマア省略ヲ致シマス、法  
人税、之ニ付キマシテハ、前期ノ所得税、  
臨時所得税等ノ税金ヲ損金トシテ控除スル  
ト云フコトガアツタ爲ニ、利益ニ著シイ波動  
ヲ生ジテ法人負擔ノ明確ヲ缺グ虞ガアリ、  
從來ノ儘デアレバ、税率ヲ實質以上ニ高力  
ラシメマシテ企業心ニ及ス惡影響ガアルカ  
ラ、之ヲ政府ハ改メタト云フノデアリマス、  
處ガ或委員カラハ、同族事業會社ト他ノ事  
業會社トノ區別ヲ廢止シテ、之ニ依テ加算  
税ヲ撤廈スルト云フコトニ付キマシテ、質  
問應答が段々アツタノデアリマス、前年度ノ  
課税ノ税額ト云フモノヲ今度ノ所得ノ中力  
ラ引イテ、サウシテ經費ト兩方引イテ、其  
モノデハナイガ、ドウモ税ニ税ヲ掛ケルト

云フトニ重稅ニナル虞ガアツテ、サウシテは  
ハ實際ノ運營上因ルノデアルカラ、之ヲ改  
メテ貰ヒタイガ如何ナモノデアルカト云フ  
譯デアリマス、ソコハ之ヲ控除スルト云フ  
コトハ、ドウモ一般ノ理論ニ合ハナイ、合  
法的デナイ、何トナレバ昨年度ノ利益全體  
ニ對シテ其ノ經費ヲ引イテ、其ノ殘リニ稅  
ヲ掛ケル、今年又儲カツタナラバ、其ノ儲  
カツタ所ノ所得全體ニ何「ペーセント」ノ稅  
ト云フモノ、ソレガ稅ノ掛け方ノ最モ合法  
的ノ方法デアルト思フ、然ルニ若シモ前ノ  
稅金ト云フモノヲ、今年度ノ利益ノ中カラ  
控除スルト云フコトニナルト、昨年ハ非常  
ニ産業ガ發達シテ利益ガ多カツタカラ稅ガ  
多イ、今年ハ産業ガソレ程ニ行カナクテ儲ケガ  
少カツタ、サウ云フ時ニハ、前ノ大キナ稅ヲ今年  
度ノ所得ノ中カラ引カレマスカラシテ、ソレカ  
ラ生ズル所ノ稅ハ少クナル譯デアリマス、  
要スルニ此ノ浮動ガ甚ダシイ場合ニハ、此  
ノ稅ノ高低ト云フモガ非常ナ波ヲ打ッテ來  
テ、是ハ課稅ノ均衡ノ上ニ於キマシテモ、  
色々ノ方面カラ見マシテモ、ドウモ面白ク  
ナイノデアル、ダカラ此ノ「フランス式」ノヤ  
リ方ヲ英國ノ式ニ改メテ、多イ年ニハ其ノ  
全體ニ對シテノ「パーセンテージ」ガ矢張リ  
多クナル、少イ年ニハ、其ノ全體ノ利益ニ  
對シテノ「パーセンテージ」デヤルト云フノ  
云フノデ、是ハ見解ガ大分離レテ居リマス、  
但シ之ヲ後カラ見マスルト云フト、之ニ依ツ

テ生ズル此ノ税ノ損ハ二億ニナル、ソコデ  
マア二億ノ問題ト云フコトガ、是ガ實際ノ  
リ家族制度ノ所デアルカラ、此ノ相續税ト  
争點ニナツタノデハナイカト思ハレルノデ  
云フモノハ重大ナ意義ヲ持ツテ居リマス、之  
ニ付テ斯ウ云フ質問ガ出マシタ、日本ハ、  
戸主ト云フモノハ非常ニ負擔ガ多イノデア  
ル、扶養ノ義務カラ色々ナモノヲ加ヘテ見  
ルト、戸主ト云フモノハ相當ニ權利バカリ  
デナク義務ガ多イ、言葉ヲ換ヘテ云フト、  
日本ノ家族制度ノ戸主ト云フモノハ、月給  
ヲ貰ツテ生キテ居ルヤウナモノダ、前代カラ  
後代ニ瓦ル眞中ニ戸主ト云フモノガアツテ、  
其ノ戸主ハ財産ノ管理人ニ過ギナイ、デサ  
ウ云フ譯デアルカラ、此ノ相續税ヲ課スル  
ト云フコトハ、「ヨーロッパ」ノ相續税トハ  
餘程變ツタ見解ノ下ニヤツテ貰ハナクテハ困  
ル、ドウモ重イヂヤナイカ、政府ハ之ニ對  
シマシテ、相續税制調査會ト云フモノデ十  
分是ハ練ツタノデアル、要スルニ一萬圓デ百  
圓、四十萬圓デ四萬圓、一割、先ヅ大體四  
十萬圓デ四萬圓ト云フ程度ハ、日本ノ富豪  
トシテハソコラガ丁度澤山アルモノデアリ  
マスカラ、此ノ程度ハ差支ナイト云フコト  
デアリマス、而モ外國ニ比シテ必ズシモ高  
率デハナイト云フコトデアリマス、併シナ  
ガラ外國ハ個人主義ノ經濟ニ立ツテ居ルノ  
デアリマス、日本ハ家族制度デアリマスカ  
ラ、此ノ點ニ付テモ色々ノ問答ガアツタノ

デアリマス、又斯ウ云フ議論モ出マシタ如  
我ガ國ノ家族制度ハ、先程申上ガマシタ如  
ク外國トハ全然違ツテ居ルノデアル、家ト云  
フ觀念モ違ツテ居ラナケレバナラス、普天ノ  
下卒土ノ濱何レモ王土ニ非ラザルナシデア  
リマシテ、我々ノ財產トカ我々ノ土地ヲ持ツ  
テ居ルト云フコトハ、是ハ國家カラ拜借ヲ  
シテ居ルヤウナモノデアル、法律ノ力ニ依  
リマシテ假ニ國民ガ所有シテ居ルノデアリ  
マシテ、是ハ國家的ノモノデアルト云フコ  
トヲ考ヘナケレバナラナイ、デ此ノ觀點ノ  
下ニヤツテ行カナクテハナラナイト思フノ  
デアル、財產ハ、ソレデアリマスカラシテ  
又其ノ觀點ニ依ツテ立脚地ヲ變ヘナケレバ  
ナラナイ、一方ニ於テ相續稅ノ累進ト云フ  
コトモ已ムヲ得ナイノデアルガ、之ヲドウ  
モ見ルト云フト歐米ノ個人主義ノ相續稅ノ  
模倣ノヤウニ思フ、外國ノ例ヲ取ツテ日本ノ  
相續稅ガ輕イトカ重イトカ言フベキデナク  
テ、日本ハ日本固有ノ立場デ以テヤラナク  
テハナラヌカラ、此ノ點ハ大ニ考ヘテ貰ビ  
タイ、從ツテ、此ノ國體精神ニ立脚シテ財產  
ト云フ觀念ヲ確立シテ貰ヒタイガドウデア  
ルカ、大藏大臣ハ、全然之ニ同感デアルト  
云フノデアリマス、兎三角相續稅ノ問題トシ  
テハ物納ガ一番宜シイ、不動產ノミ持ツタ  
人ガ、金デ稅ヲ拂ヘト言ハレルト家ガ亡ビ  
ト云フコトヲ何處迄モ研究ヲシナケレバナ  
ラナイ、之ニ付テ官民ノ委員會ヲ作ツテハ

是ハ急グ問題デアルカラ、次ノ議會迄ニ成  
案ヲ出シテ貫ヒタイ、之ニ對シマシテハ大  
藏大臣ヨリ明確ナル答辯ガアリマシタ、相  
續稅ノ物納ニ關スル件及課稅物品買上ニ關  
スル件等ニ付キマシテハ、至急官民合同ノ  
調査會ヲ設ケ、本年中ニ調査ヲ終了スル方  
針ニ依リ進行スル考デアリマス、次ニ地租、  
營業稅ノ問題デアリマスガ、地租、營業稅  
ハ地方へ還付スルコトニナリマシタ、稅ニ  
彈力性ヲアラシメル爲ニハ、多種多様ノ稅  
種ヲ要スルノデアルカラ、其ノ幾分ヲ國稅  
ニ留メテ置イテハドウデアルカト云フ質問  
モ出マシタ、此ノ二ツノ稅ハ國稅トシテ一  
應取ル、土地ハ地租ノ百分ノ二ヲ取り、營  
業稅ハ百分ノ一・五ヲ取ルコトニナツテ、之  
ヲ還付スル時ニハ、所得稅ノ一部分、遊興  
稅、入場稅ノ半分ヲ合セテ各縣ニ按配スル  
ノデアル、ト云フノデアリマス、マア其ノ  
他接配ノ工合ニ付キマシテモ、色々質問應  
答ガアリマシタガ、是ハ此ノ際省略ヲ致シ  
マス、初メニ申上ゲマシタ今度ノ衆議院ノ  
修正案デ、初年度ニ於テ六千二百萬圓、平  
年度ニ於テ六千五百萬圓ヅ、缺損ガ行ク、  
之ヲ如何ニ補填スルカト云フ重大問題ガ非  
常ニ論議サレタト云フコトハ、先程申上ゲ  
マシタガ、ソレニ付テノ藏相ノ言明竝ニ首  
相ノ言明ヲ申上ゲタクト思ヒマス、大藏大  
臣ガ申シマスノニハ、此ノ缺陷ニ付テハ、  
リマスガ、政府ト致シマシテハ、昭和十五

年度豫算審議ノ際貴衆兩院ニ於テ種々御意見ノアリマシタ點ヲ尊重致シマシテ、豫算実行ニ當リマシテハ、施設ノ緩急、要否ニ付十分ナル再検討ヲ遂ゲ、極力冗費ヲ節約スルニ努メ、殊ニ情勢ノ變化ニ伴ヒマシテ不必要トナルヤウナ經費ニ付キマシテハ、釐毫ノ末ニ至ル迄之ガ使用ヲ避ケルコトトシ、以テ出來得ル限り經費ノ不用額ヲ生ゼシムルヤウ努力致シ、此ノ節約不用額ニ依リマシテ、大體支障ナク豫算ヲ遂行スル考デアリマス、此ノ段御了承ヲ願ヒマス、ト云フコトデアリマス、然ニベ此ノ歲入ノ缺陷ノ補填ニ付キマシテ、次ノ議會ニ絶對ニ追加豫算ハ出サナイト見テ宜イカ、大藏大臣ハ、外ノ理由ニ依ル時ハ自カラ別デアリマスガ、稅制案修正ニ依ル此ノ缺陷ニ關シテハ、次ノ議會ニ追加豫算ヲ提出セザル覺算ノ實行カラ節約捻出スルト云フコトハ、是ハ獨り大藏省ノミデハイケナイ、各省ノ豫算ニ亘ツテ節約ヲシナケレバ出來ナイノデアル、而シテ各省ヲ統制スルモノハ總理大臣デアル、總理大臣ハ大藏大臣ノ言明通りニ必ズ實行スル意思アリヤ、總理大臣ガ言ハレルノニハ、只今大藏大臣ヨリ言明シタシタ通り政府トシテ慎重ニ考慮シテ其ノ實行ニ當リタイモノデアリマス、斯ウ云フノデアリマス、是ハ理論ノ問題デアリマスガ、之ヲ政府ノ財政ノ實際ニ徵シテ見ルト、剩餘金八年々二億アル、又自然增收モドン

二億モ剩餘金ガアルナルバ、斯ウ云フ不合  
理ナモノニ填メナクテモ、公債ノ發行ヲソ  
レダケ控ヘルト云フヤウナ大キナ問題モ出  
テ來ル、色々支障ガアルノデ是モドウモイ  
ケナイ、自然增收ニ至ツテハ、當年ノ米ノ如  
ク今迄ハ十分デアッテモ早リデ以テ獲レナ  
イト云フコトガアルト同ジヤウニ、今迄自  
然增收ガ澤山アツカラト言ツテ、新シイ年  
度ニソレガ果シテアリヤ否ヤハ前以テ豫想  
ハ出來ナイ、サウ云フモノヲ當デニスルト  
云フコトハ、我々委員トシテ是ハ見當ハ付  
キマセヌ、デハ追加豫算ハドウデアルカ、  
次ノ議會ニ追加豫算ヲ出シタラドウカト云  
フコトモ考ヘテ見タノデアリマスガ、豫算  
ト云フモノハ是カラ先ヘ使フモノヲ目標ト  
シテ案ヲ立テルノガ豫算デアル、若シモ過  
去ノコトニ付テ案ヲ立テルナラ、ソレハ豫  
算ノ豫ノ字ガ第一間違ツテ居ルト云フヤウ  
ナ譯デ、豫算ト云フモノデ出スト云フコト  
モドウモ不合理デアルヤウダ、ドウシテモ  
是ハ辻褳ヲ合ハセルノニハ、モウ決メテシ  
マツテ仕方ガナナイガ、百三億ノ總豫算ノ中カ  
ラ捻出スルヨリ外ニ道ガナインデアリマス、  
幸ニ現内閣ハ、是ハ切詰メタ豫算デ寸毫モ  
踏襲シタノダカラ、其ノ中カラマア捻出ス  
ルト云フコトハ、今回ニ限ツテハ其ノ理窟

ナラマア承認ガ出来ルト云フコトデ、結局  
是ハ了解ガ付キマシタ次第デアリマス、モ  
ウ少シデスカラドウゾ我慢ヲ願ヒタイト思  
ヒマス、二十三日午後懇談會ヲ開キマシテ、  
重要ナ問題ニ付テ意見ノ交換ヲ行ッタノデ  
アリマス、二十四日午後二三質問ノ後ニ討  
論ニ入りマシタ、討論ニ於テハ四人ノ委員  
カラ意見ガ出マシタカラ、其ノ大體ヲ御報  
告ヲ致シタイト思ヒマス、一委員ガ申シマ  
スニハ、此ノ税制革新ハ全面的ナル而モ未  
曾有ナル劃期的ノ大革新デアル、原則トシ  
テハ、斯クノ如キ大變動ノアル税制案ハ財  
界ノ平靜ナ時ニ出スノガ常識的デアル、併  
シ一面又今日ノ時局ヲ見ナケレバナラナイ、公  
イ、今日ノ時局ハ實ニ巨額ノ費用ヲ要シテ  
居リマス、之ヲ公債ノミニ依ルト云フト財  
政上大イニ考慮シナケレバナラナイ、公  
債發行ト相俟ツテ増税ヲスルト云フコトハ  
蓋シ已ムヲ得ナイノデアル、即チ資材目標  
トカ何トカ言ウテモ結局本當ノ目的ハ増税  
デアル、而シテ公債ノミニ依レバ、財政ガ  
膨脹ニ膨脹ヲシテ面白クナイ、之ヲ避ケル  
ノニハ増税ニ依ラナケレバナラナイ、從ツテ  
デアル、國民ガ負擔ニ堪ユル限リニ於テ、増税ニ依  
テ財源ヲ求メルト云フコトハ、是ハ適當ナ  
ドウシテモヤラナケレバナラナイノデアリ  
リト云ハナケレバナラナイ、之ニ依ツテ戰時  
財政ノ堅實ヲ期待シテ行クト云フコトハ、  
マスカラ、此ノ聖戰ノ大業ヲ克服完成スル

モ、是ハ我慢ヲスルノガ當然ナル、所得稅即チ綜合所得稅ニ於キマシテハ高キモノニ累進稅ヲ課ス、分類所得稅デハ少額ノ所得者ニモ負擔サセル大衆稅ニシタ、斯クノ如ク彈力性ヲ持タセタノハ、將來更ニ増稅ヲシナクテハナラナイ時ノ來ル準備トシテ、適當ナル稅制改革デアル、是ハ英國式ニ依ツテヤッタモノノ如クデアツテ彈力性ニ富ンデ居ル、又間接稅ノ增稅モ已ムヲ得ナイ、納稅者ニ對シマシテ國家觀念カラ大衆課稅トナツタノモ改善デアル、殷賑產業ハ平和產業ヨリモ遙カニ利益ガ多イカラ、特ニ臨時利得稅ヲ課シタト云フコトモ、是ハ國民ノ感情ヲ和ラゲルダケデモ非常ニ適當ナモノデアル、國民ノ苦痛ハ實ニ少クナイ、ケレドモマダ餘裕ナキニ非ズ、是以上増稅ノ必要ガ起ツタ場合ニハ、財政ノ膨脹ヲ防グ爲ニ、更ニ鞏固ナル覺悟ヲ以テ增稅ニ應ジナケレバナラナイ、衆議院ノ修正ト云フコトニ付キマシテモ、是ハ矢張リ緩和ト云フコトカラ見テ必ズシモ不適當デハナイト思フ、故ニ此ノ稅制改革ニハ贊意ヲ表スルモノデアル、唯六千二百萬圓ノ歲入不足ニ付テハ、藏相首相ノ言明ニ信賴スル者デアリマスガ、今總豫算ノ可決サレテシマツタ時ニ當ツテ、遡ツテ之ニ手ヲ著ケルト云フコトハ出來ナイノデアルカラ、是ヨリ外ニ途ハアリマスマイ、ソレカラ希望ヲ述べラレタノデアリマスガ、國民ガ此ノ苦痛ヲ忍ズ以上、政府ニ於テモ亦此ノ苦痛ヲ忍ブダケ

ノ覺悟ガナクテハナラナイト思フ、此ノ際財政ノ膨脹ハ出來ルダケ避ケテ、不急事業ハ之ヲ延期シ、冗費ハ出來ルダケ省イテ、國民ノ苦痛ニ對シテ政府モ十分苦痛ヲ嘗メテ一層節約ニ努力セヨ、又稅法ノ運用ニ付テモ大イニ注意ヲシテ貰ヒタイ、此ノ新稅法ハ大ナル變革デアリマスカラ、初メノウチハ國民モ憤レナイ、又稅務署トシテモ慣レマセヌ、從ツテ摩擦ガ起リ易イノデアル、ドウカ圓滿ニ此ノ納稅者ニモ當局者ニモ摩擦ヲシナイヤウニシテ、納稅ノ義務ヲ果スヤウニシテ行キタイモノデアルカラ、此ノ點ニ大イニ注意ヲシテ貰ヒタイ、臨時稅ノ中デ恒久稅ニナッタモノガアル、例ヘバ遊興稅ノ如キモノデアル、入場稅モサウデアリマス、此ノ遊興稅、入場稅ト云フモノハ、是ハ元來地方的ノモノデ、而モ道府縣ノヤウナ大キナ地方的ノモノデナクテ、市町村ト云フヤウナ所ニ其ノ土地ノ狀況ニ應ジテ色々考ヘテ是ハヤルベキモノデアッテ、元來地方的ノモノデアル、ソレヲ今度ハ一億モアルト云フヤウナ所カラ之ヲ國稅ニシタヤウデアルガ、之ヲ國稅ヨリ取除ケヨウト云フコトハ言ハナイケレドモ、性質ガ地方的ノモノデアルト思フ、稅種トシテモ他ノ國稅ト肩ヲ比べテ置ケベシタナラバ先づ第一ニ之ヲ地方ニ還元スペキデアルト思フ、併シ此ノ稅制改革ニ付テハ全面的ニ贊意ヲ表スル、第二ニ申サ

レタ委員ノ言葉ハ次ノ通リデアリマス、此ノ稅制ノ劃期的デアルト云フ點ハ形態ヲ整ヘタト云フコトニアル、即チ形式的方面ニアル、具體的內容ニナッテ來ルト云フト疑フベキ點ガ澤山アル、今ハ間ニ合ハナイケレドモ、兎ニ角内容的ニハ疑問ガアル、唯現行法ノ複雜多岐デ誠ニ煩瑣デアル點ヲ統制シテ簡易化シタト云フ所ニ今度ノ稅制案ノ本當ノ值打ガアル、是ガ一點ニ二點ハ、修正點ヲ見マシテモ、ドウモ是ハ必ズシモ正シイトハ言ヘナイ、ガ之ヲ今日貴族院デ訂正スルトカ修正スルトカ云フコトハモウ餘地ガナインデアル、唯ソレデアリマスカラ、增稅ノ目的カラ贊成スルノデアル、三、六千二百萬圓ノ缺陷ノ補填方法デアル、是ハ政府ノ言明ニ信賴シマス、此ノ總豫算ハ前内閣ノモノノ踏襲シタノデアル、修正檢討ノ時間ガナイカラ其ノ儘出シタノデアル、從ツテ政府ガ節約捻出スルト言明ヲシタ以上ハ、相當ノ目算ガアルニ違ヒナイ、ソレヲマア條件トシテ信賴ヲシテ見ヨウト思フ、四、稅制ノ形態ヲ整ヘタ結果彈力性ニ富ムヤウニナッタノモ、是モ改善デアリマス、現今ノ儘デ増稅スルヨリハ遙カニ宜イ、ヤッテ來タノデアルガ、之ヲ撤廢シテ、其ノ代リニ負債ノ利子ヲ差引クト云フノデアルガ、是ハ先程モ出タ如ク、實際ニハ稅務署云フ所ニ公平ガアルノデハナイカ、之ヲ是正シテ貰ヒタイモノデアル、二ニハ綜合所得デ、株式配當所得ノ二割控除デ今迄ズットヤッテ來タノデアルガ、之ヲ撤廢シテ、其ノ代リニ負債ノ利子ヲ差引クト云フノデアルガ、是ハ國家ノ爲ニ非常ナ活動ヲスルモノデアルカラ獎勵シテ貰ヒタイノダ、之ニ依シテモ撤廢ヲ希望スル、第四ノ委員カラデアルカラ、是ハ國家ノ爲ニ非常ナ活動ヲスルモノデアルカラ獎勵シテ貰ヒタイノダ、次ノ如ク述ベラレマシタ、一、豫算ト法律トノ方針ノ動搖シナイヤウニ方法ヲ講ジナケレバナラヌ、二、國稅ノ稅種ト云フモノハ、稅ノ種類ガ多ケレバ多イ程宜イノデアル、彈力性ニモ富ミ、又或稅ヲ増稅シヨウト思ツ

額ヲ控除セザルコトニナッタノハ、是ハ困ル、法人トシテノ負擔ヲ増スノデアル、納稅額ヲ經費トシテ來タノニ、當局ハ之ヲ改善シタト云フノデアル、又個人トノ均衡ヲ失スルカラ斯ウシタノデアルト云フノデアル、經費トシテ引去ツテ、其ノ殘リノ所得ニドンナ重稅デモ宜イカラ掛ケテ貰ヒタイ、我々ハ重稅ヲ忌避スルモノデハナイ、此ノ非當時ニ際シテ、如何ナル重稅ヲモ甘ンジテ認メルトスル者デアル、唯稅ニ稅ガ重ナルト云フヤウナ方法ハ誠ニ合理的デナイト思フノデアル、超過所得ハ最高率百分ノ六十五回アル、法人稅ガ百分ノ十八、六十五ト十八ヲ加ヘタ稅ヲ掛ケルト云フコトニ何等ノ不平ハナイノデアリマス、併シ寄セラルベキモノハ寄せ、引クベキモノハ引クト云フ所ニ公平ガアルノデハナイカ、之ヲ是正シテ貰ヒタイモノデアル、株式ニ云フガ、ソレデヤドノ位ノ額ニナルカト言ヘバ、少額デアルト云フノミデ其ノ計算ハ當局ハ實際ニハ餘リ掛ケナイコトニナルト云フガ、同族事業會社デアル以上ハ、此ノ加算率ト云フモノノ必要ハ何處ニアルカ、加算率ト云フモノノ必要ハ何處ニアルカ、得シテ吳レナイ、將來、同族事業會社ヲ發達サセムガ爲ニハ是ハ撤廢シテ貰ヒタイ、貿易業者ノ實況ヲ見マスト云フト、株式ニ依シテヤッテ居タモノハ悉ク今日滅ビテシマツタ、同族事業會社ダケガ殘デルト云フノデアルカラ、是ハ國家ノ爲ニ非常ナ活動ヲスルモノデアルカラ獎勵シテ貰ヒタイノダ、之ニ依シテモ撤廢ヲ希望スル、第四ノ委員カラデアルカラ、是ハ先程モ出タ如ク、實際ニハ稅務署正當デアルト思フ、三、加算稅ノ撤廢、同族會社ニ二通りアリマシテ、保全ヲ目的トテ現行ノ通リ二割控除ニ戻スト云フコトガスルモノト事業ヲ目的トスルモノトアル、テモ種類ガ多ケレバ又ソレノヤリ方モ樂ニ

付テハ全面的ニ贊意ヲ表スル、第二ニ申サレタ點ヲ申シマスト、法人ノ所得カラ納稅商人ハ御承知ノ如ク昔ハ暖簾ヲ分ケタモノ

ナツテ來ルデハナイカ、國費ガ段々膨脹ノ際  
ハ尙更以テ國稅ノ種類ハ多クアル程宜イト  
思ヒマス、三、留保所得ハ是ハ出來ルダケ  
優遇シナケレバナラナイ、課稅ノ方法ニ付  
キマシテモ大ニ考ヘテ貰ヒタイ、四、個  
人ノ寄附金ハ差引カヌト云フガ、ソレハ法  
律デ言ヘバサウカモ知レマセヌガ、實質モ  
ヨク考ヘテ見ナケレバナラナイ、寄附ハ貰  
ハナケレバナラナイヤウナ現狀ニアルンダ  
カラ、是ガ止メラレナイ以上ハ差引クコト  
モ考ヘテ貰ハナケレバナラヌ、五、物納モ、  
目下納付申ノモノニ付テハ矢張リ是モ便宜  
ヲ圖ッテ貰ヒタイ、今年ノ四月一日以降デナ  
ク、目下納付申ノモノニ對シテモ之ニ便宜ヲ  
圖ッテ貰ヒタイ、物納ニ付キマシテハ、物納  
ハマダ納付申デヤナイガ、是ハ宜シク其ノ法  
律ガ出來マスル前ニ遡ッテモ此ノ方面ニ付  
テハ考ヘテ貰ヒタイ、六、今日此ノ地方ハ  
ハマダ納付申デヤナイガ、是ハ宜シク其ノ法  
律ガ出來マスル前ニ遡ッテモ此ノ方面ニ付  
テハ考ヘテ貰ヒタイ、反動期ガ來タナラバ  
ドウスルカ、負擔ニ餘裕ガアルト云フコト  
ルノデ、財政上實質上ノ裕カズハナイ、恒  
久的ノ裕カズハナイ、反動期ガ來タナラバ  
カラ、地方ヘ其ノ金ガ行ッテ裕カニナツテ居  
ルケレドモ、今日ハ最早間ニ合ハナイノガ  
リハシナイカト思フ、是等ハ慎重ニ考ヘテ、  
ドウカ國家財政ト地方財政トノ調節ニ努メ  
テ貰ヒタイ、其ノ外修正シタイ點ハ澤山ア  
ルケレドモ、ト云フコトデアリマス、斯  
誠ニ遺憾デアル、ト云フコトデアリマス、斯

ク致シマシテ採決ニ移リマシタ處、多數ヲ  
以チマシテ、所得稅法中改正法律案外三十  
六件ハ、衆議院ノ修正通り可決ニ相成リマ  
シタ、之ヲ以テ特別委員會ノ報告ヲ終リマス  
○議長（伯爵松平賴壽君）質疑ノ通告ガゴ  
ザイマシタ、許可ヲ致シマス、阪谷男爵  
（男爵阪谷芳郎君演壇ニ登ル）

トシテ、私ノ記憶ニ依レバ、貴族院ニ於テハ或ハ私一人デハナイカ、樞密院ニハ金子伯ガマダ存命シテ居ラレマスガ、此ノ財政ノ基礎ヲ鞏固ナラシメルト云フコトニハ、憲法、會計法ハ一番重キヲ置イテ居ルノアリマス、然ルニ七十五ノ議會中ニ既ニツノ惡例ノ出來タコトヲ甚ダ殘念ニ存ズアル、尤モ本員ハ小サイコト迄申スノデハナイ、斯ウ云フ跋ノ豫算ノ出來マシタコトハ前例ガナイデハナイ、其ノ當時本員ハ豫算委員ノ一人デアッタカラ、其ノコトハ論ジテ置キマシタケレドモ、小サイ例バマアサウ細カニ論ジナクテモ差支ハナインデスケレドモ、六千萬圓ト云フヤウナ豫算ガ不足シテ居ルト云フコトハ甚ダ憂慮スベキコトデアル、大藏大臣ハ、議員ノ質問ニ對シテ、ドウカナルト云フコトデアルガ、サウスルト政府ハ非常ニ大キナル懸値ノアルウナ豫算、懸値ノアル豫算ヲ貴衆兩院ニ提出致シマシタコトニナル、初期ノ議會ニ於テ、大藏總務長官渡邊國武子ガ一人ノ議員ノ質問ニ對シテ、此ノ豫算中ヨリ一錢一厘モ削除ハ出來ナイカト云フコトヲ問ヒマシタ時ニ、大藏總務長官ハ一錢一厘削除ノ餘地ハナイト答ヘタ、其ノコトガ當時有名ナ話題トナシタコトガアリマス、併シナガラ一錢一厘削除ノ餘地ナシト云フ位迄ニ、豫算ヲ作ル上ニ於テハ誠心ガ籠シテ居ラナケレバナラムト本員ハ考ヘルノデアル、之ニ比較シテ六千萬圓ノ懸値ガアルト云フコトハ實ニ驚クベ

キコトデアル、今後政府ノ提出スル豫算ニ付  
テ議員ガ皆疑ヲ容レルヤウナ基礎ヲ作ルモ  
ノデアル、御承知ノ通リニ、豫算ガ兩院ニ  
提出ニナリマス前三ハ、畏多クモ皆ソレ  
ゾレ觀聞ニ達シテアルノデ、斯クノ如キ懸  
値ノアル豫算ト云フモノガアラウ等ガナナイ  
ノデアリマス、ソレデ大藏大臣ガドウカナ  
ルト云フコトヲ約束シタノハ、甚ダドウモ  
疑ハザルヲ得ヌノデアリマスルガ、ソレニ  
付テ本員ハ確カメテ置キタイノデアリマス  
ガ、六千萬圓儉約スルト大藏大臣ガ言ツテ  
見タ所デ、大藏大臣一個ノ意見デヤナイ、  
即チ總理大臣モソレニ連帶デアルト云フ今  
委員長ノ説明デアリマスガ、總理大臣ニシ  
テモ、大藏大臣ニシテモ、此ノ内閣ガ何時  
迄續クカ、後繼者ヲ束縛スルコトハ出來ナ  
イデヤナイカ、サウ云フヤウナ言明ニ依ッテ  
豫算ヲ通過スルナラバ、財政計畫ト云フモ  
ノハ甚ダシク薄弱ナルモノニナッテシマフ、  
是ハ憲法ノ精神カラ見テモ、會計法ハ精神  
カラ見テモ、又議會ニ提出ニナル手續上カ  
ラ考ヘマシテモ、サウ云フコトガアシテハナ  
ラナイ、併シ既ニ大藏大臣ガ言明セラレタ  
以上ハ、私ガ茲ニ確カメテ置クノハ、會計  
法、會計規則ニ依ッテ、大藏大臣ハ支拂豫算  
ヲ調整スルノ權限ヲ與ヘラレテアル、此ノ  
支拂豫算ニ依ッテ、政府ハ、兩院ガ議決シタ  
六千萬圓ヲ天引トンテ大藏省ニ押ヘテ置ク

コトガ出来ル、ソレハ會計法、會計規則ニ、  
大藏大臣ニ出納上ノ責任ヲ負ハセルカラニ  
ハ已ムヲ得ヌ重大ナ權限トシテ興ヘラレテ  
アル、大藏大臣ハ乃チ此ノ支拂豫算ニ依ツテ  
豫メ六千萬圓ト云フモノヲ天引シテ置カレ  
ル決心ガアルノカ、是ガ本員ノ第一ノ質問  
デアリマス、又第二ノ質問ト致シマシテハ、  
政府ハ第一豫備金第二豫備金ノ不足シタ場  
合ニハ、國庫剩餘金ノ支出ヲスルト云フコ  
トノ慣例ニナツテ居ル、是ハ初期ノ議會以  
來問題ガアツテ、衆議院デハ何時モ是ハ憲  
法ノ違反デアルト言ヒ、政府ハ憲法ノ違反  
デハナイ、憲法六十四條ノ第二項豫算ノ款  
項ニ超過シタト云フノハ、即チ其ノ事ヲ示  
スノデアル、衆議院ニ於テハ、憲法六十四  
條ノ二項ノ豫算ノ款項ニ超過スルト云フコ  
トハ、第一豫備金、第二豫備金ニ限ルベキデ  
アル、トスウ云フ論ガマア初期以來アリマシ  
タノデスケレドモ、多年ノ慣例上、ドウシテモ第  
一豫備金、第二豫備金グケデハ足ラヌ場合方  
アル、其ノ場合ニハ憲法ノ七十一條ニ依ツ  
テ、議會ヲ召集スルト云フ非常手段ヲ執ル  
ト云フノモ非常ナ困ルコトデアリ、又議會  
ヲ召集スルト云フコトモ手數ヲ要スルカラ  
ニハ、歳入ト云フモノハ既ニ政府ニ與ヘラ  
レテアルモノデアル、議會ハ認メテ居ルモ  
ノデアル、其ノ範圍内ニ於テ政府ガ責任ヲ  
持ツテ権限ナル經費ヲ支出スルノハ即チ憲法  
六十四條ノ第二項ニ依ツテ豫算ノ款項ニ超

過シタ場合ニ當ルノデアル、必ズシモ第一豫備金、第二豫備金ノ範圍内ニ限ルノデハナイ、斯ウ云フ解釋ガ、議會ト政府トノ間ニ始終衝突シマシタケレドモ、到頭ソレガ今日デハ慣例ニナツテ、慣例ガ之ヲ認ムルヤウニナツテ居ル、既ニ先日ノ本院ニ於テモ、第一豫備金、第二豫備金並ニ國庫剩餘金ノ支出ニ付テハ承諾ヲ與ヘテ居ル、今ヤ六千萬圓ノ缺陷ノアル豫算ヲ、大藏大臣ガ是ハ自分ガ節約ヲスルト言明シテ置イタ以上、剩餘金ノ支出ハ出來ナイト云フコトヲ本員ハ考ヘル、如何トレバ、六千萬圓ノ不足ニ對シテ、マダ金ガ要ルノデ、然ラバ何ノ餘裕ガアツテ更ニ國庫剩餘金ノ支出ヲスルカ、斯ウ云フ問題ニナツテ來レバ、殆ド此ノ國家ノ會計上ノ運用ガ止マルヤウナ場合ガ起リハシナカ、其ノ場合ニハ、政府ハ臨時議會ヲ召集シ、若シクハ憲法七十一條ノ手續デモ執ルト云フ決心デアリヤ否ヤ、此ノ二ツノ點ヲ本員ハ確カメテ置キタイ、如何ニモ唯政府ガドウカル儉約スルト言フダケデヘ、甚ダ無責任ト本員ハ考ヘマスカラ、此ノ二ツノ點ニ付テ明確ナル御答辯ヲ政府ヨリ得テ置キタイノデアリマス（國務大臣櫻内幸雄君演壇ニ登ル）  
○國務大臣（櫻内幸雄君） 阪谷男爵ノ御尋ニ對シ御答ヲ致シマス、此ノ增稅案ヲ御審議下サルニ當リマシテ、衆議院ノ修正ヲ貴族院ニ於カレテ其ノ儘御認ニナリマシタ場合ニ於キマシテハ、御承知ノ通リ六千二百萬圓ノ歲入ノ缺陷ヲ生ジマス、從ヒマシテ

本院ニ於テ衆議院修正通リニ御決定ニ相成  
當然其ノ缺陷ヲ補填スルノ途ヲ講ジテ更ニ  
御審議ヲ仰ゲキ答アリマス、即チ或一  
定ノ收入ヲ立テマシテ、サウシテ此ノ御協  
賛ヲ仰グト云フコトガ、是ガ當然ノ途デア  
ルト云フコトハ政府モ左様存ズルノデアリ  
マス、今此ノ増税案ニ對シテ歳入補填ノ途  
ガ付イテ居ナイデハナイカト云フ御話デア  
リマスルガ、是ハマダ御審議中デアリマス  
ノデ、歳入ノ補填ノ途ノ付イテナイト云フ  
コトハ已ムヲ得ザルコトデアルノデアリマ  
ス、唯委員會ニ於キマシテ、若シ衆議院ノ  
修正ノ通リニ本案ガ通過致シタ場合ニ於テ、  
政府ハ如何様ニ此ノ缺陷ニ對シテ取計ラフ  
カト云フ御話デアリマスノデ、政府ト致シ  
マシテハ、其ノ補填ノ途ヲ講ジマシテ御審  
議ヲ願フベキ筈アリマスケレドモ、昭和  
十五年度ノ豫算御審議ノ際ニ、貴族院モ衆議  
院モ共ニ、或ハ附帶決議或ハ御意見ト致シ  
マシテ、十分ニ節約フ致サナケレバナラナ  
イ、又或モノニ依テ、繰延ラシナケレバナ  
ラヌト云フ風ナ御議論ガ、殆ド大部分ノ御  
意見デアリマシタノデ、此ノ機會ニ於テ、  
テ、新タニ歳入補填ノ途ヲ講ジテ御協賛ヲ仰  
グト云フコトハ時間ノ上ニ於キマシテモ困  
難デアリマスノミナラズ、現ニ兩院ニ於カレ  
テ斯様ナル御議論ガ多數デアルト致シマス  
レバ、政府ト致シマシテヘソレヘ所謂此ノ豫

算ノ實行ニ當リマシテ施設ノ緩急、要否等ニ付テ十分ナル再検討ヲ行ヒマシテ、サウシテ極力此ノ費用ノ節約ヲ行ヒ、又經濟界ノ情勢其ノ他ノ變化ニ伴ヒマシテ、不必要トナルヤウナ經費ガアルト致シマスレバ、是ハ厘毫ノ末ト雖モ其ノ使用ヲ避けマシテ、サウシテ其ノ捻出シタル所ノ費用ニ依ツテ之ヲ補ツテ行クヤウニ致シタイ、斯様ニ決心ヲ致シタノデアリマス、唯、今憲法ノ上ニ於テソレハ失當デハナイカト云フ御意見デアルヤウデアリマスガ、是ハ從來モ例ノアルコトデアリマシテ、既ニ昨年ニ於キマシテモ、一昨年ニ於キマシテモ、一昨々年ニ於キマシテモ、矢張リ實際ノ實例ガ、増稅案ノ修正ノ結果ガ左様ナル取扱ガサレテ居ルノデアリマシテ、一昨々年ノ二十四百萬圓、是ハ多少事情ガ變ツテ居リマスガ、一昨年ノ千二百萬圓、是等ハ總テ此ノ節約ニ依ツテ致シテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ、此ノ節約ニ依ツテ之ヲ支辨シテ行クト云フ事柄ガ、私ハ會計法ノ上ニ於キマシテモ何等失當デアルトハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、今御話ノ第一間ダアリマス所ノ所謂豫算ニ對スル所ノ支拂ヲ制限シテサウシテ天引ニ致シテ置ク覺悟ガアルカ、斯ウ云フ御話デアリマスガ、政府ト致シマシテハ兩院ノ御意図ヲ尊重致シマシテ、出來得ル限り多クノ費用ヲ節約致シタイト者ヘテ居リマス、從ヒマシテ此ノ豫算實行ノ當初ニ於キマシテ、相當ノ計畫ヲ立テテ之ヲ實施シテ

誤リナキヲ期シタイト考ヘテ居リマス、既ニ政府ト致シマシテ之ヲ言明致シマス以上ハ、此ノ點ニ付キマシテハ萬全ヲ盡シテ其ノ責任ヲ果シタイト斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、剩餘金ヲ使ツテハ相成ラヌ、剩餘金ヲ使フ例ガアルカ、剩餘金ヲ使ツテハ相成ラヌト云フ御話デアリマスルガ、昨日委員會ニ於テモ申シマシタ通り、此ノ六千二百萬圓ダケハ節約若シクハ不用額ニ依ツテ捻出致スノデアリマシテ他ノ事由ニ依リマシタ場合ハ別問題デアリマスルガ、此ノ六千二百萬圓ノ捻出ニ付キマシテハ、剩餘金其ノ他ノ流用ト云フモノハ致サナイ覺悟ヲ持ツテ居リマスカラ、之ヲ御承知願ヒタイト思ヒマス。

○男爵阪谷芳郎君 本員ハ十分満足致シマ

セヌガ、併シ嚴重ニ本員ノ申シマシタコトヲドウゾ政府ニ於テ御履行爲サルコトヲ希望致シテ置キマス

○議長(伯爵松平義壽君) 他ニ御質疑ガナ

ケレバ、是ヨリ討論ニ移リマス、橋本辰二郎君

〔橋本辰二郎君演壇ニ登ル〕

○橋本辰二郎君 本員ハ、所得稅外三十六

件ノ法律案ニ對シマシテ、簡單ナル論評ヲ加

・併セテ賛成ノ意見ヲ申述ベタイト思ヒ

マス、勿論是ハ本員單獨ノ意見デアリマシ

テ、他ト何等ノ關係ノナイト云フコトヲ御

了承願ヒタイノデアリマス、此ノ三十七件

ノ法律案ニハ私ハ之ニ賛成ヲ致スノデアリ

マス、併シナガラ此ノ賛成ヲ致ス所以ノモ

ノハ、此ノ法律案ヲ以テ時宜ニ適セル最モ

最良ナル案トシテ敢テ之ヲ謳歌スルノデハ

アリマセヌ、私ハ此ノ法律案ニ付キマシテ

ハ相當ナル不備ガアリ、又國民ノ輿望ニ副

ハザルノ不滿ガアルト認ヌルノデアリマス、

然ラバ不備アリ且不滿ノアルニモ拘ラズ、

何故ニ之ニ贊成スルカト云フ疑問ガ起ルデ

アリマセウガ、我々日本人ハ祖先以來、如

何ニ不平不滿ガアルニ致シマシテモ、一朝

事有ル時ニハ一切ヲ犠牲ニ供シテ國難ニ赴

クノデアリマス、是ハ祖先以來我々ノ血液

ニ流ル、所ノモノデアリマス、私モ此ノ見

地ニ立チマシテ、目下進行シツ、アル所ノ

大業ノ完遂ニ向ツテ此ノ稅制案ヲ成立致サ

セ、仍テ以テ舉國一致ノ態勢ヲ中外ニ發表

セムト云フ誠意ノ爲ヲ以チマシテ、敢テ此

ノ増稅案ニ贊成スル所以デアリマス、此ノ

增稅案ニ對シマシテハ、衆議院ニ於キマシ

テ修正ヲ加ヘテレタノデアリマス、此ノ修

正ノ爲ニ歲入ニ六千二百萬圓ト云フ缺陷ヲ

生ジタノデアリマス、此ノ缺陷ヲ如何ニス

ルカト云フコトハ、稅革案ノ委員會ニ於キ

マシテモ取上げラレタノデアリマス、其ノ

論旨ヲ伺ヒマスト云フト、如何ニモ是ハ財

政學上ヨリ見タル豫算論ト致シマシテハ誠

ニ傾聽ニ值スルモノガアルノデアリマス、

併シナガラ是ハ實行上ヨリ見レバ何等ノ支

障ガナイト云フコトヲ、私ノミハ考ヘテ居

ルノデアリマス、是ハ衆議院デモ認メ、且

マス、併シナガラ此ノ賛成ヲ致ス所以ノモ

ノハ、此ノ法律案ヲ以テ時宜ニ適セル最モ

最良ナル案トシテ敢テ之ヲ謳歌スルノデハ

アリマセヌ、私ハ此ノ法律案ニ付キマシテ

ハ相當ナル不備ガアリ、又國民ノ輿望ニ副

ハザルノ不滿ガアルト認ヌルノデアリマス、

然ラバ不備アリ且不滿ノアルニモ拘ラズ、

何故ニ之ニ贊成スルカト云フ疑問ガ起ルデ

アリマセウガ、我々日本人ハ祖先以來我々ノ血液

ニ流ル、所ノモノデアリマス、私モ此ノ見

地ニ立チマシテ、目下進行シツ、アル所ノ

大業ノ完遂ニ向ツテ此ノ稅制案ヲ成立致サ

セ、仍テ以テ舉國一致ノ態勢ヲ中外ニ發表

セムト云フ誠意ノ爲ヲ以チマシテ、敢テ此

ノ増稅案ニ贊成スル所以デアリマス、此ノ

增稅案ニ對シマシテハ、衆議院ニ於キマシ

テ修正ヲ加ヘテレタノデアリマス、此ノ修

正ノ爲ニ歲入ニ六千二百萬圓ト云フ缺陷ヲ

生ジタノデアリマス、此ノ缺陷ヲ如何ニス

ルカト云フコトハ、稅革案ノ委員會ニ於キ

マシテモ取上げラレタノデアリマス、其ノ

論旨ヲ伺ヒマスト云フト、如何ニモ是ハ財

政學上ヨリ見タル豫算論ト致シマシテハ誠

ニ傾聽ニ值スルモノガアルノデアリマス、

併シナガラ是ハ實行上ヨリ見レバ何等ノ支

障ガナイト云フコトヲ、私ノミハ考ヘテ居

ルノデアリマス、是ハ衆議院デモ認メ、且

マス、併シナガラ此ノ賛成ヲ致ス所以ノモ

ノハ、此ノ法律案ヲ以テ時宜ニ適セル最モ

最良ナル案トシテ敢テ之ヲ謳歌スルノデハ

アリマセヌ、私ハ此ノ法律案ニ付キマシテ

ハ相當ナル不備ガアリ、又國民ノ輿望ニ副

ハザルノ不滿ガアルト認ヌルノデアリマス、

然ラバ不備アリ且不滿ノアルニモ拘ラズ、

何故ニ之ニ贊成スルカト云フ疑問ガ起ルデ

アリマセウガ、我々日本人ハ祖先以來我々ノ血液

ニ流ル、所ノモノデアリマス、私モ此ノ見

地ニ立チマシテ、目下進行シツ、アル所ノ

大業ノ完遂ニ向ツテ此ノ稅制案ヲ成立致サ

セ、仍テ以テ舉國一致ノ態勢ヲ中外ニ發表

セムト云フ誠意ノ爲ヲ以チマシテ、敢テ此

ノ増稅案ニ贊成スル所以デアリマス、此ノ

增稅案ニ對シマシテハ、衆議院ニ於キマシ

テ修正ヲ加ヘテレタノデアリマス、此ノ修

正ノ爲ニ歲入ニ六千二百萬圓ト云フ缺陷ヲ

生ジタノデアリマス、此ノ缺陷ヲ如何ニス

ルカト云フコトハ、稅革案ノ委員會ニ於キ

マシテモ取上げラレタノデアリマス、其ノ

論旨ヲ伺ヒマスト云フト、如何ニモ是ハ財

政學上ヨリ見タル豫算論ト致シマシテハ誠

ニ傾聽ニ值スルモノガアルノデアリマス、

併シナガラ是ハ實行上ヨリ見レバ何等ノ支

障ガナイト云フコトヲ、私ノミハ考ヘテ居

ルノデアリマス、是ハ衆議院デモ認メ、且

マス、併シナガラ此ノ賛成ヲ致ス所以ノモ

ノハ、此ノ法律案ヲ以テ時宜ニ適セル最モ

最良ナル案トシテ敢テ之ヲ謳歌スルノデハ

アリマセヌ、私ハ此ノ法律案ニ付キマシテ

ハ相當ナル不備ガアリ、又國民ノ輿望ニ副

ハザルノ不滿ガアルト認ヌルノデアリマス、

然ラバ不備アリ且不滿ノアルニモ拘ラズ、

何故ニ之ニ贊成スルカト云フ疑問ガ起ルデ

アリマセウガ、我々日本人ハ祖先以來我々ノ血液

ニ流ル、所ノモノデアリマス、私モ此ノ見

地ニ立チマシテ、目下進行シツ、アル所ノ

大業ノ完遂ニ向ツテ此ノ稅制案ヲ成立致サ

セ、仍テ以テ舉國一致ノ態勢ヲ中外ニ發表

セムト云フ誠意ノ爲ヲ以チマシテ、敢テ此

ノ増稅案ニ贊成スル所以デアリマス、此ノ

增稅案ニ對シマシテハ、衆議院ニ於キマシ

テ修正ヲ加ヘテレタノデアリマス、此ノ修

正ノ爲ニ歲入ニ六千二百萬圓ト云フ缺陷ヲ

生ジタノデアリマス、此ノ缺陷ヲ如何ニス

ルカト云フコトハ、稅革案ノ委員會ニ於キ

マシテモ取上げラレタノデアリマス、其ノ

論旨ヲ伺ヒマスト云フト、如何ニモ是ハ財

政學上ヨリ見タル豫算論ト致シマシテハ誠

ニ傾聽ニ值スルモノガアルノデアリマス、

併シナガラ是ハ實行上ヨリ見レバ何等ノ支

障ガナイト云フコトヲ、私ノミハ考ヘテ居

ルノデアリマス、是ハ衆議院デモ認メ、且

マス、併シナガラ此ノ賛成ヲ致ス所以ノモ

ノハ、此ノ法律案ヲ以テ時宜ニ適セル最モ

最良ナル案トシテ敢テ之ヲ謳歌スルノデハ

アリマセヌ、私ハ此ノ法律案ニ付キマシテ

ハ相當ナル不備ガアリ、又國民ノ輿望ニ副

ハザルノ不滿ガアルト認ヌルノデアリマス、

然ラバ不備アリ且不滿ノアルニモ拘ラズ、

何故ニ之ニ贊成スルカト云フ疑問ガ起ルデ

アリマセウガ、我々日本人ハ祖先以來我々ノ血液

ニ流ル、所ノモノデアリマス、私モ此ノ見

地ニ立チマシテ、目下進行シツ、アル所ノ

大業ノ完遂ニ向ツテ此ノ稅制案ヲ成立致サ

セ、仍テ以テ舉國一致ノ態勢ヲ中外ニ發表

セムト云フ誠意ノ爲ヲ以チマシテ、敢テ此

ノ増稅案ニ贊成スル所以デアリマス、此ノ

增稅案ニ對シマシテハ、衆議院ニ於キマシ

テ修正ヲ加ヘテレタノデアリマス、此ノ修

正ノ爲ニ歲入ニ六千二百萬圓ト云フ缺陷ヲ

生ジタノデアリマス、此ノ缺陷ヲ如何ニス

ルカト云フコトハ、稅革案ノ委員會ニ於キ

マシテモ取上げラレタノデアリマス、其ノ

論旨ヲ伺ヒマスト云フト、如何ニモ是ハ財

政學上ヨリ見タル豫算論ト致シマシテハ誠

ニ傾聽ニ值スルモノガアルノデアリマス、

併シナガラ是ハ實行上ヨリ見レバ何等ノ支

障ガナイト云フコトヲ、私ノミハ考ヘテ居

ルノデアリマス、是ハ衆議院デモ認メ、且

マス、併シナガラ此ノ賛成ヲ致ス所以ノモ

ノハ、此ノ法律案ヲ以テ時宜ニ適セル最モ

最良ナル案トシテ敢テ之ヲ謳歌スルノデハ

アリマセヌ、私ハ此ノ法律案ニ付キマシテ

ハ相當ナル不備ガアリ、又國民ノ輿望ニ副

ハザルノ不滿ガアルト認ヌルノデアリマス、

然ラバ不備アリ且不滿ノアルニモ拘ラズ、

何故ニ之ニ贊成スルカト云フ疑問ガ起ルデ

アリマセウガ、我々日本人ハ祖先以來我々ノ血液

ニ流ル、所ノモノデアリマス、私モ此ノ見

地ニ立チマシテ、目下進行シツ、アル所ノ

大業ノ完遂ニ向ツテ此ノ稅制案ヲ成立致サ

セ、仍テ以テ舉國一致ノ態勢ヲ中外ニ發表

セムト云フ誠意ノ爲ヲ以チマシテ、敢テ此

ノ増稅案ニ贊成スル所以デアリマス、此ノ

增稅案ニ對シマシテハ、衆議院ニ於キマシ

テ修正ヲ加ヘテレタノデアリマス、此ノ修

正ノ爲ニ歲入ニ六千二百萬圓ト云フ缺陷ヲ

生ジタノデアリマス、此ノ缺陷ヲ如何ニス

ルカト云フコトハ、稅革案ノ委員會ニ於キ

マシテモ取上げラレタノデアリマス、其ノ

論旨ヲ伺ヒマスト云フト、如何ニモ是ハ財

政學上ヨリ見タル豫算論ト致シマシテハ誠

ニ傾聽ニ值スルモノガアルノデアリマス、

併シナガラ是ハ實行上ヨリ見レバ何等ノ支

障ガナイト云フコトヲ、私ノミハ考ヘテ居

ルノデアリマス、是ハ衆議院デモ認メ、且

マス、併シナガラ此ノ賛成ヲ致ス所以ノモ

ノハ、此ノ法律案ヲ以テ時宜ニ適セル最モ

最良ナル案トシテ敢テ之ヲ謳歌スルノデハ

アリマセヌ、私ハ此ノ法律案ニ付キマシテ

ハ相當ナル不備ガアリ、又國民ノ輿望ニ副

ハザルノ不滿ガアルト認ヌルノデアリマス、

然ラバ不備アリ且不滿ノアルニモ拘ラズ、

何故ニ之ニ贊成スルカト云フ疑問ガ起ルデ

アリマセウガ、我々日本人ハ祖先以來我々ノ血液

ニ流ル、所ノモノデアリマス、私モ此ノ見

地ニ立チマシテ、目下進行シツ、アル所ノ

大業ノ完遂ニ向ツテ此ノ稅制案ヲ成立致サ

セ、仍テ以テ舉國一致ノ態勢ヲ中外ニ發表

セムト云フ誠意ノ爲ヲ以チマシテ、敢テ此

ノ増稅案ニ贊成スル所以デアリマス、此ノ

增稅案ニ對シマシテハ、衆議院ニ於キマシ

テ修正ヲ加ヘテレタノデアリマス、此ノ修

正ノ爲ニ歲入ニ六千二百萬圓ト云フ缺陷ヲ

生ジタノデアリマス、此ノ缺陷ヲ如何ニス

ルカト云フコトハ、稅革案ノ委員會ニ於キ

マシテモ取上げラレタノデアリマス、其ノ

論旨ヲ伺ヒマスト云フト、如何ニモ是ハ財

政學上ヨリ見タル豫算論ト致シマシテハ誠

ニ傾聽ニ值スルモノガアルノデアリマス、

併シナガラ是ハ實行上ヨリ見レバ何等ノ支

障ガナイト云フコトヲ、私ノミハ考ヘテ居

ルノデアリマス、是ハ衆議院デモ認メ、且

マス、併シナガラ此ノ賛成ヲ致ス所以ノモ

ノハ、此ノ法律案ヲ以テ時宜ニ適セル最モ

最良ナル案トシテ敢テ之ヲ謳歌スルノデハ

アリマセヌ、私ハ此ノ法律案ニ付キマシテ

ハ相當ナル不備ガアリ、又國民ノ輿望ニ副

ハザルノ不滿ガアルト認ヌルノデアリマス、

然ラバ不備アリ且不滿ノアルニモ拘ラズ、

スル際ニ、土木事業ノ如キモノニ些少ノ金  
錢ニモセヨ、之ヲ費消スルト云フコトハ、是  
要求ヲ擊退シタト云フコトハ、私ハ大藏當局ニ  
對シテ敬意ヲ表スルノデアリマスル、然ルニ  
近來我ガ國ノ中央ト言ハズ、又地方ト言ハズ、  
オ役所ノ中ニ局若シクハ課ノ増設ト云フモノガ  
夥シク、到ル所ニ官吏ノ汎濫ヲ見ルト云フノ  
ハ如何ナルコトデアリマセウカ、人益多ク  
シテ事彌滋シト云フコトガアリマス、政治  
ノ要諦ハ民ノ患ヲ省クニアリト言ハレマス  
然ルニ今ハ其ノ逆デアリマス、元來文明國  
ニ於キマシテ、官吏ノ數ノ多イノハ日本ト「フ  
ランス」ト云フコトデアリマス、「フランス」ニ  
於キマシテハ、今次戰爭ノ初メニ於テ、一  
舉ニ二十萬ノ官吏ヲ淘汰シタト云フコトデ  
アリマス、幸ニ現内閣ハ此ノ點ニ鑑ミラレ  
マシテ、今後官吏ノ増員ニ付テハ相當ナル  
制壓ヲ加ヘルト云フ方針ヲ執ラレタト云フ  
コトハ私ノ欣快トスル所デアリマス、併シ  
ナガラ斯クノ如キ消極策ヲ以テ満足スル私  
デハナインデアリマス、尙一步進メマシテ、  
相當ノ整理ヲ爲サレムコトヲ望ミマス、先  
程申シマシタ通り、官吏ノ多キハ却テ國民  
ノ殃ヲ増スコトニナリマシテ、決シテ是ハ  
政治上ノ要諦デハナイト云フコトニ考慮ヲ  
拂ハレムコトヲ望ミマス、次ニ今回ノ稅制  
案ハ實ニ「エボック・メーキング」即チ劃期的  
ノ案デアリマスル、是ダケノ稅革案ヲ提出

致シマスノニハ、其ノ時機如何ト云フコト  
ハ最モ問題デアルノデアリマスル、私共ハ  
或財政家ノ言ハレマシタニ、私等ハ同感デアリマ  
ナルモノハ經濟界ガ安定シテ其ノ平靜ニ歸  
シタル時ヲ選バケレバナラヌト云フコト  
ヲ言ハレマシタニ、私等ハ同感デアリマ  
ス、然ルニ今ハ如何デアリマス、經濟界ノ  
渾沌ハ其ノ極ニ達シ、而モ政治的ノ關係モ  
複雜多岐ヲ極メテ居ル今日ニ於キマシテ、  
此ノ厖大ナル所ノ稅革案ヲ提出セラル、ヘ、  
決シテ私ハ其ノ時機ノ宜シキヲ得タルモノ  
ト認ムルコトハ出來ナイノデアリマス、併  
シナガラ、他ニ必要ガアツ本案ヲ提出シタ  
リトスレバ、本員又何ヲカ言ハンデアリマ  
ス、私ハ必要ハ絕對的ト云フコトヲ信ジテ  
居ルモノデアリマス、次ニ稅源ノ培養ノ  
コトニ付テ一言致シタノイト思ヒマス、稅  
制ヲ定ムル上ニ於キマシテ、單ニ增收  
ノミニ著目致シマシテ其ノ稅源ノ培養ヲ  
懈ルト云フコトハ、是ハ財政上甚ダ惜シム  
ベキコトト思ヒマス、稅源ノ培養ヲ閑却致  
シマシテ、サウシテドウシテ其ノ稅收ヲ長  
ク繼續スルコトガ出來マセウカ、稅源ノ培  
養ハ、恰モ水ヲ治ムルト同ジヤウデアリマ  
ス、山ヲ治メテ其ノ汎濫ヲ防ギ、斷エズ河  
川ニ洋々タル水ヲ湛ヘルト云フコトニシテ、  
遂ニハ茫洋タル大河トナツテ是ガ大海ニ朝  
ノデアリマス、鬼角學校ヲ出デマシテ直チ  
ニ稅務行政ニ携ツタル所ノ人々ハ、何時モ増

收第一主義ヲ執ルノデアリマス、是ガ非常  
ナル私ハ惜シムベキコトト思フノデアリマ  
ス、成ル程今回ノ税制案ヲ見マスレバ、分  
類所得トカ綜合所得トカ法人税等ニ此ノ所  
得税ヲ分チマシテ、サウシテ一ツ所得ニ依ッ  
テ多額ノ金額ヲ得ル形ヲ「カモフラージュ」シ  
テ居ル點ハ、如何ニモ巧妙ナルヤリ方トシ  
テ私ノ歎賞致シマスルノデアリマス、併シ  
ナガラ税制ニ通曉スル人ハ必ずシモ經濟界  
ニ通曉シテ居ル人デアリマセヌ、今回ノ  
税制ニ依リマシテ相當ニ財界ニ惡影響ヲ及  
スモノハアリマスル、政府當局ハ、税源ノ  
培養ハ單り租稅ノ制度ノミニ俟ツベキモノノ  
デハナイ、他ニ助成獎勵等ノ途ヲ執ラナケ  
レバナラスト云フコトデアリマスルガ、助  
成獎勵モ、事ニ依ツテハ宜シイノデアリマス  
ルケレドモ、助成獎勵ナルモノハ、國民ヲ  
シテ政府ニ賴ルト云フ情氣ヲ誘發セシムル  
ノ虞ガアルノデアリマス、要スルニ國民ヲ  
シテ其ノ經濟心理ヲ過ラシメザルヤウニ、  
自ラ悅ンデ以テ一國ノ國勢ノ増進ニ邁進ス  
ルト云フヤウナ方法ヲ執ルコトノ必要ヲ私  
ハ痛感スルノデアリマス、次ニ今回ノ增稅  
ノ結果、政府ノ期待スル所ノ生産擴充ノ資  
金ニ支障ヲ來サナイカト云フコトヲ私惧ル  
ルノデアリマス、今日ノ企業界ノ大勢ニハ、  
大資本竝ニ大量生産ト云フコトデナケレバ  
ナラナイノデアリマス、而シテ大資本ヲ集  
ムルノニハ、此ノ資本ノ優遇ト云フコトガ  
最モ必要デハナイカト思フノデアリマス、

然ルニ今回ノ増税案ニ於キマシテハ此ノ點ヲ大イニ閑却致シテ居リマシテ、唯收入ニノミ趣ツクヤウナ傾向ノアルコトハ私ノ惜シム所デアリマス、法人ニ於キマシテモ又個人ニ於キマシテモ、其ノ最高ノ税率ハ總收入ノ六割乃至七割ヲ負擔スルト云フ例ハ稀デナイノデアリマス、收入ノ半額以上ヲ奪フト云フコトハ、國民ノ企業心ヲ萎縮致シマシテ、事業ノ不振ヲ來ス虞ガ十分アルノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテ政府ノ爲ス所其ノ當ヲ得ザル點ヲ私ハ認ヌルノデアリマス、次ニ此ノ稅制案ニ依リマシテハ餘剩購買力ノ吸收ト云フコトガ、殆ド見ルニ足ラナインガアリマス、今日相當國民ノ中ニハ多額ノ收入ニ依リマシテ浪費ヲ爲シテ居ル階級モ尠カラヌノデアリマス、三四年前ヨリ致シマシテ、此ノ年末ニ迫ルニ及シテ「ブロックコート」ノ註文ガ各「デパート」ニ溢レタト云フコトモアリマス、又電氣「ストーヴ」ノ註文ガ多額ニ上ッタト云フコトモアリマス、而シテ此ノ「ブロックコート」ナリ電氣「ストーヴ」ヲ註文主ノ家ニ届ケタ場合ニ於テ、此處ノ家ガ果シテ斯ウ云フモノヲ必要トルカト云フヤウナ疑惑ヲ懷イタトガ起リマスノハ、是ハ人間ノ弱點デアリマス、是ハ防グコトハ出來マセヌ、之ニ付キマシテハ政府ノ施設宜シキヲ得テ購買力ノ吸収ト云フコトニ力ヲ注ガナケレバナリマ

セヌ、若シ之ヲ放ツテ置キマシタナラバ、恐ルベキ「インフレーション」ヲ招來スルノ虞アルノデアリマス、此ノ點ニ付キマシテ、此ノ法律案ニ付テ何等見ル所ナキコトヲ私ハ遺憾トスルノデアリマス、次ニ問題トナリマシタル法人ノ課税ヲ損金ト認メズト云フコトデアリマスガ、之ニ付キマシテハ、衆議院ニ於キマシテモ又當院ノ委員會ニ於キマシテモ、相當ノ論議ガ費サレタノデアリマス、是迄法人ノ税金ハ損金ト致シマシテ、翌年度ノ決算ニ於テ支拂フコトニナッテ居ツタノデアリマス、然ルニ之ヲ損金ト看做サヌト云フ結果、法人ニ對シテ非常ナ重キ課税ヲ負擔セシムルコトニナルノデアリマス、今日法人ノ利益ノ處分ノ中デ、其ノ主ナル部分ヲ占メルノハ税金デアリマス、此ノ税金ヲ損金ト認メザル結果、法人ノ負擔ト云フモノハ著シク激増スルノデアリマス、併シナガラ此ノ大藏省ノ執リマシタル方針ト云フモノハ、私ハ理論ニハ適ツテ居ルト思フノデアリマス、併シナガラ俄ニ斯クノ如キ負擔ニ激變ヲ來ス如キ過激ナル手段ヲ果シテ執ラナケレバナラヌカドウカト云フコトヲ、大イニ疑フノデアリマス、ノミナラズ此ノ法文解釋ト云フモノハ、非常ニ是ハ難解ヲ極メルノデアリマス、ソレ故ニ法人ノ税金ヲ経費トシテ控除スルコトヲ許サヌト云フ問題ニ付キマシテハ、一箇月ニ亘ル所ノ衆議院ノ委員會ニ於キマシテモ、容易ニ其ノ疑團ガ氷解シナカッ

タト云フコトデアリマス、是ハ當然デアリマス、大藏當局ハ自己ノ専門的知識ヲ以テ總テノ國民ニ臨ムト云フヤウナ傾向ガアルノハ宜シクナイト思ヒマスル、宜シク丁寧深切ニ説明ヲ致シマシテ、其ノ疑團ヲ氷解セシムルト云フ手段ヲ執ルコトニ、果シテ十分ニ努力シタカ否カト云フコトヲ大イニ私ハ疑フノデアリマス、今後總テ斯ハ云フ場合ニ於キマシテハ、大藏當局ト致シマシテハ、國民ノ誤解ヲ一掃スルコトニ努力セラレムコトヲ望ンデ已マナインデアリマス、次ニ株式ノ取得ノ利子ヲ控除スルト云フコトニセラレマシタ、是ハ是迄株式配當ハ二割ノ控除ヲシテ之ニ課税スルト云フコトヲ撤廢セラレマシタル代リト致シマシテ、取得得ニ要シタ所ノ利子ヲ控除スルト云フコトデゴザイマシタ、併シナガラ此ノコトハ、數年前ヨリ或程度ノ人々ノ主張スル所ニアリマシタケレドモ、是ハ一箇ノ理想論デアッテ、全ク實行不能ノ案トシテ私ハ一笑ニ附シテ居タノデアリマス、然ルニ是ハ政府デ取上ガラレマシテ法文ニナツタノデアリマスルガ、私ハ是ハ有名無實、惡ク言ヘバ羊頭シテ居タノデアリマス、然ルニ是ハ政府デシノイデアル、ムツカシイノデハナイ、故意ニ稅務當局ガ之ヲ容レナインデアリマス、此ノ例ハ現ニ營業稅ニ於キマスル利子ノ控カ否ヤト云フコトヲ判断ヲスルノヘ、ムツカシイノデアル、ムツカシイノデハナイ、故意ニ於テ明カデアリマス、商人ノ營業ニ對

スル借入金ノ利子ト云フモノハ、是ハ所得ヲ得ルニ最モ必要ナ經費デアルコトハ疑ナ  
イ所デアリマス、然ルニ此ノ商人ノ營業資  
金ニ對シマスル利子ヲ差引カレタト云フ例  
ハ殆ド稀デアルノデアリマス、何トナレバ  
稅務署ニ於キマシテハ、斯カル商人ノ所得  
標準率ナルモノヲ定メマシテ、例ヘテ申シ  
マスレバ、米屋ノ口錢ハ二分デアル、是ガ  
百萬圓ノ商ヒヲスレバ其ノ所得ハ二萬圓デ  
アル、酒屋ノ口錢ハ一割デアル、百萬圓商  
ヒヲスル酒屋ニハ十萬圓ノ所得ガアル、斯  
クノ如キ所得標準率ニ依リマシテ課稅ヲス  
ルノ結果ト致シマシテ、商人ノ營業資金ニ  
對スル利子ノ控除ヲ受ケタ例ハ極メテ稀ト  
私ハ思フノデアリマス、此ノ點カラ考ヘマ  
スレバ、此ノ株式取得ニ要シマスル利子控  
除ト云フコトモ、全ク是ハ羊頭狗肉ト言ツテ  
モ差支ナイト私ハ考ヘルノデアリマス、且  
是ガ爲ニ納稅者ト稅務署トノ間ニ相當確執  
軌轍ヲ生ジマシテ、納稅觀念ヲ低下スルノ  
虞ガアルノデアリマス、マダ申述ベタイコ  
トガ多々アリマスルガ、時間ノ關係ガアリ  
マスルデ端折ヅテ置キマス、此ノ稅制案ニ於  
キマシテモ、最モ改善セラレタル點ヲ認メ  
ルモノガアリマス、ソレハ法人ノ繰越缺損  
ヲ認メルト云フコトデアリマス、是ハ私多  
年ノ主張デアリマシテ、一方ニ於テ超過累  
積税ヲ爲ス以上ハ、ソレノ對象ヲ爲ス所ノ  
法デアルト云フ私ハ見地ニ立チマシテ、屢々

之ヲ繰返シタノデアリマス、然ルニ幸ニ  
政府ニ於カレマシテモ之ヲ容レラマシテ、  
ガ之ヲ三箇年ニ修致シマシタノハ、最モ  
其ノ當ヲ得タルモノト私ハ思フノデアリマス、  
ス、次ニ同族會社ノ負擔ノ緩和デアリマス、  
是モ私等多年ノ主張デアリマスルガ、今回  
同族會社ニシテ事業ヲ營ムモノニ對シマシ  
テハ、其ノ加算率ヲ低下セラレマシタノハ、  
最モ是ハ宜シキ時機ヲ得タル良案ト私ハ思  
フノデアリマス、其ノ次ニ相續稅ノ年限ヲ  
五年ヲ七年、七年ヲ十年ニ修正セラレマシ  
タル此ノ衆議院ノ修正ハ、最モ國民ノ希望  
ヲ満スニ足ル一端ト思フノデアリマス、殊ニ  
私等ノ年來主張シテ居リマスル物納ト云フ  
點ヲ、特ニ衆議院ニ於キマシテ十分ニ力ヲ  
入レテ取扱ッタコトハ、私等ノ快心ニ堪ヘザ  
ル所デアリマス、私ハ二十年來友人ノ相續  
問題ニ關興スルコト數十件アツタノデアリ  
マス、其ノ經驗ヨリ見マスレバ、此ノ相續  
稅ノ爲ニ數代連綿タル所ノ各家ノ倒產ニ瀕  
スルト云フ例モ多々アルノデアリマス、是  
ハ課稅率ノ高イト云フヨリモ、課稅ノ方法  
ノ惡イト云フコトデアリマス、即チ物ニ對  
スル評價方適正ヲ得ズシテ、不法ニ物ヲ高  
ク評價スル爲ニ、課稅率ニ對シテ數倍ノ負  
擔ヲ掛ケルト云フコトニナル結果デアリマ  
スデ、是ハドウシテモ物デ取ツテ貰ハナケ  
レバナラヌ、物デ取ツテ貰ヘバ、假令半額若  
シクハ四分ノ三取ラレルニ致シマシテモ、





新シキ制度デアリマス、而シテ此ノ分與稅ナルモノハ、單ニ徵收シタル地元ニ還付スルト云フモノデハナクシテ、地域的ニ地方稅ノ整調ヲ致スガ爲ニ、又地方ノ財政ノ事情ニ應ジマシテ、其ノ均衡ヲ圖リ、一定ノ規準ニ則リマシテ分與サレルモノデアリマスル上ニ、之ニ依リマシテ地方稅ノ地域的ノ不均衡ト云フコトモ是正サレマスルシ、又之ニ依リマシテ各地方團體ノ地方々々ノ財政情勢ニ順應致シマスルヤウニ配分ヲサレルノデアリマス、而シテ此ノ地方稅ノ財源ハ所得稅、法人稅等ノ此ノ有力ナル稅種ニ之ヲ求メマスノデアリマスルガ故ニ、是等ノ諸稅ハ、皆ソレハ伸張性ニ富ンデ居リマスルノガ地方財政ノ上ニ反映致シマシテハ、地方ノ獨立稅ハ之ヲ物稅本位ニ致シタノデアリマス、即チ地租、家屋稅、營業稅ノ如キモノノ物稅、是等ノ物稅ヲ其ノ中心ト致シタノデアリマス、是ガ爲ニ、地方財政ノ上ニ於キマシテハ、地方ノ施設ニ密接關聯性ヲ有シテ參リマスルノミナラズ、是等ノモノモ皆有力ナル稅種デアリマスルカラ、地方ノ稅收入ニ於キマシテ安定性ガ確保サレルノデアリマス、尙又之ニ副ヘマスルニ市町村民稅ノ新シキ稅ヲ以テシ、其ノ外ニ市町村ノ特別稅、並ニ府縣ノ雜種稅ヲ配スルノデアリマス、是ガ今次ノ地方稅制

ノ新シキ組立構成デアリマス、而シテ地方  
税ノ體系デヘ、財源關係カラ觀察致シテ見マ  
スト云フト、地方税ノ體系ハ分レテニツト  
ナルノデアリマシテ、一ツハ獨立財源デア  
リ、他ノ一ツノモノハ分與稅ニナルノデア  
リマス、而シテ改正後ニ於キマス所ノ地方  
稅ノ總額ハ、十億三千二百萬圓デアリマシ  
テ、分與稅ノ方ハ四億五千二百萬圓、獨立  
財源ノ方ハ五億三千七百萬圓デアリマス、  
ソレニ國費ト地方費ノ分擔區分ノ今回是正  
ガ行ハレマシテ、ソレカラ四千三百萬圓ト  
云フモノガ出テ參リマスノデ、是等ノモノ  
ヲ合算致シマスルト云フト、前申上ゲマシ  
タ十億三千二百萬圓ニ達スルノデアリマス、  
茲ニ市町村民稅ニ付キマシテ、少シク申述  
ベタイト思ヒマス、市町村民稅ハ、今回ノ  
地方稅制ノ改正ニ伴ヒマシテ生レ出デマシ  
タル新稅デアルノデアリマス、此ノ新稅ニ  
ハ、地方財源ノ重要ノ位置ヲ占メサセルト  
云フヤウナ意味合デハナク、此ノ度長年懸案  
デアリマシタ戸數割ガ廢止サレルノデアリマス  
ガ、其ノ戸數割ノ持ツテ居リマシタル所ノ長  
所、即チ地方費負擔ノ精神ガ此ノ戸數割ノ  
長所ノ一ツデアッタノデアリマスルガ、其  
ノ長所ヲバ採り入レマシテ、地方費分任ノ  
自治的根本理念ガ稅制上ニ表現致シマスル  
ヤウニ、市町村民ハ市町村費ノ負擔ヲ分任  
スルト云フ趣旨ノ下ニ此ノ新稅ガ生レタノ  
デアリマス、茲ニ戸數割ノ從來ノ弊害デア  
リマシタ負擔過重ノ弊ニ陥リマスコトヲバ

拒止シマスガ爲ニ、市町村ニ於ケル所ノ納稅義務者ノ一人當平均最高額ト、ソレカラ睨ミ合セマシテ、大體自治體ノ大、中、小ニ依リマシテ其處ニ區別ヲ立テ、町村ハ四圓、中都市ハ六圓、大都市ハ八圓ト云フ風ニ三段階ヲ立テタノデアリマス、而シテ納稅義務者ノ最高額ヲバ一律ニ千圓ト致シタノデアリマス、次ニ地方稅ノ改正ニ伴ヒマシテ、此ノ機會ニ於キマンシテ國費ト地方費トノ負擔歩合ノ是正ヲ行ハレタノデアリマス、其ノ一つハ、義務教育費ノ問題デアリ、他ノ一つハ警察費ノ問題デアリマス、御承知ノ如クニ小學校教員ノ俸給ハ、是迄市町村ニ於テモ負擔シテ居ツタノデアリマスルガ、之ヲ擧ゲテ府縣ニ移シマシテ、即チ現在國庫ノ負擔金ハ八千五百萬圓デアリマスルガ、其ノ定額デ支拂ハレテ居ツタモノヲ、今後ハ俸給費總額ノ二分ノ一ト云フ一定ノ率ヲバ府縣ニ交付シタノデアリマス、今一つノ警察費連帶支辨金ノ割合ハ、從來東京・大阪ト他ノ府縣トハ其ノ間ニ區別ガアツタノヲ、今回ハ東京、大阪ハ現制ノ儘トシ、其ノ他ノ府縣ニ於キマシテハ、其ノ割合ヲバ十分ノ三半ニ引上ゲタノデアリマス、又職業紹介法ニ依リマス所ノ地方ノ負擔ヲバ全廢致シタノデアリマス、以上ハ地方稅ノ改革ノ梗概デアリマス、其ノ他府縣制、市制、北海道會法、北海道地方費法、地方分與稅分與金特別會計法、是等ノ改正ノ趣旨ニ付キマシ

テハ、過般此ノ壇上ニ付キマシテ内務大臣カラ詳細ナル説明ガアリ、又特別會計ニ付申添ヘテ置キマスコトハ、衆議院ニ於キマシテハ、政府案ニ對シマシテ地方稅法ト地方分與稅法中ニ修正ヲ行シタノデアリマス、地方稅法中ノ修正ト云フノハ、衆議院ニ於キマシテハ、此ノ納稅義務者ノ最高額ヲ一律千圓ト云フ原案ニ對シマシテ、大都市ハ二千圓、中都市ハ千五百圓、町村ハ千圓ト云フ風ニ三段階ニ修正ヲ致シタノデアリマス、ソレガ地方稅法中ノ衆議院ノ修正デアリマス、今一つハ、分與稅法案ノ修正ハ、先程國稅ノ特別委員長カラノ御報告ニアッタ通リニ、衆議院ニ於キマシテハ、國稅法案中ノ所得稅、法人稅等ノ率ニ修正ヲ致シマシタ結果、六千萬圓ノ減收ト相成ル、其ノ影響ガ此ノ分與稅ノ配付稅ノ金額ニ差響キガ起シタノデアリマシテ、其ノ減額ヲバ填補スルガ爲ニ相當率ヲ引上げタ修正ニナックテ居ルノデアリマス、以上ハ衆議院ノ修正ノ顧末デアリマスルガ、脩委員會ハ三月十八日ニ本議場ニ於キマシテ特別委員ニ御付託ニ相成リマシタ其ノ日ノ午後カラ第一回ヲ開キマシテ、十九日、二十日、二十一日、二十三日、二十四日ト都合六回開キマシタ、毎回時間ヲ屬行致シマシテ、各委員諸君ガ熱心ニ又精密ニ審議檢討ヲセラレタノデアリマス、而シテ其ノ間内務大臣、大藏大臣カラ、此ノ點ハ省略致シマス、尙此ノ際申添ヘテ置キマスコトハ、衆議院ニ於キマシテハ、政府案ニ對シマシテ地方稅法ト地方分與稅法中ニ修正ヲ行シタノデアリマス、

臣、政府委員トノ間ニ取交ハサレマシタル質疑ハ可ナリ夥シイモノガアルノデアリマス、之ヲ一々此ノ席デ全部漏レナク御披露申上ゲマスコトハ時間ガ許シマセヌシ、且會期切迫ノ折デアリマスルカラ、其ノ大半ヲバ割愛致シマシテ、詳細ハ速記録ニ付テ御覽ヲ願フヤウニ致シタイト思ヒマス、其ノ多クノ質疑中デ、地方税ノ改正ノ核心ニ觸レマシタモノ、又核心ニ觸レナクトモ皆様ノ御参考ニ資スルノデアラウト思フモノヲバ、十數件引抜キマシテ御耳ニ達ショウト思フノデアリマス、御断リ申上ゲテ置キマスルガ、本特別委員會ノ委員ノ中ニハ、多年府縣制ノコトニ付テ御精通ノ方モアリ、又御體驗ノ方モアラレマシテ、可ナリ掘リ下ゲタ御質問ガアツクノデアリマス、是ハ稍シマスコトハ、分與稅ニ付テノコトデアリマシテ、事ノ正確ヲ期シマスガ爲ニ速記録ヲ援用致シマス、問、分與稅トヘ、本來地方團體ニ歸屬スベキ筈ノ地方税ヲ其ノ團體ニ直接課稅セズ、一旦國家ガ徵收シ、然ル後ニ一定ノ標準ニ依ツテ地方團體ニ分與ズ、彈力性ガ無クナルノデハナイガ、市町村民ガ地方自治ニ對スル愛著心ガ薄ラギ、我ガ國自治本來ノ精神ニ遠ザカツテ來ルノデハナイカ、斯様ナ委員ノ質問ニ對シマシテ、

政府委員ハ、分與税ノ制度ノ目的ト致シマス所ハ、地方ノ財政事情ニ應ジタ財源ヲ各地方團體ニ與ヘルコトニ依リマシテ、從來活動モスレバ貧弱ナル團體ガ自治機能ヲ十分發揮スルコトヲ得ナカッタノデ、之ニ十分ニシテ居ルノデアリマシテ、從ツテ分與税制度ハ、地方自治ヲ振興セシムルト云フコトヲ最モ其ノ主眼ト致シテ居ルノデアリマス、唯方法手段ニ於キマシテハ、一度國家ガ地方稅タル部分ヲ徵收致シマスル關係上、ソニ國家的ノ力ガ加ルノデアリマスルガ、目的トシマス所ハ、地方自治ノ振興ヲ財政的見地ニ於テ十分發揮セシムルコトヲ目標ト致シテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ御尋ニナツテ居リマスル第一ノ點ノ、財政ノ固定化ト云フコトデアリマスルガ、是ハ分與税制度ニ依リマスル稅源ハ、地方稅總體カラ見マルト大體三割三分デアリマシテ、財源ノ謂ハバ下積ミトナル基礎的ノ財政ノ本ヲ作ルト云フコトニナル譯デアリマシテ、六割六分強ハ獨立ノ財源ニナツテ居ル譯デアリマス、尙此ノ分與税自身モ、所得稅法人稅ノ増減ニ從ヒマシテ動キマスノデ、地ト云フコトニゴザイマスガ、是亦十分彈力性ハ今回ノ稅制ニ盛ツテ居ルノデアリマシテ、即チ地租家屋稅、營業稅等ニ伸縮性ヲ認メマシタ點、又分與税ニ於ケル所得稅、

法人税等ガ強力ナル稅デアリマスノデ、其ノ伸張力ニ依リマシテ、地方財政ノ彈力性ハ十分保持シ、此ノ兩者ニ依ツテ保持出来ルト考ヘテ居ルノデアリマス……此ノ財政計畫ノ下ニ出來マシタ稅制ニ依ツテ地方自治ニ對スル關心ハ、獨立源モ十分認メテゴザイマスカラ、一般自治體住民ノ自治ニ關スル關心ガ減殺スルト云フコトハナイヤウニ考ヘテ居ルノデアリマス、斯様ナ答ガアリマシタ、第二ニハ道府縣ノ課稅力ノ標準、財政需要ノ增加標準ト云フコトニ付テニアリマス、質問ハ、道府縣ノ配付稅ニ付テチヨット伺ヒマスガ……道府縣ノ課稅力ノ標準ハドウ云フ點デ御認ニナツテ居リマスカ、其ノ次ニ道府縣ノ財政需要ヲ標準トシテ……トアリマスガ、此ノ財政需要ト云フコトヲ御差支ナイ限りニ於テ一ツ承ツテ置キタイト思ヒマス、之ニ對シマシテ、此ノ課稅力ト申シマスノハ、分與稅法ノ第十五条ニ規定ヲ致シテ居ル方法デ、之ヲ測定スルノデアリマシテ……各道府縣ニ付キマシテ、其ノ道府縣ノ國稅ノ附加稅ノ合算額、還付稅ノ合算額ト云フモノヲ、其ノ府縣ノ人口ヲ以テ割リマシテ得タ商ヲ各府縣ノ單位稅額ト云フモノニ致シマシタ……一口ニ申シマスト、全國道府縣ノ一人當ノ稅總額、ソレカラ今申シマシタ各府縣ノ單位稅額トガ出テ參リマス、之ヲ標準ト致シマシテ、第一

種配付額ト云フモノヲ配分スルノデアリマス、即チ課稅力ト申シマスノハ、各府縣ニ於ケル一人當ノドレダケ擔稅力ガアルカト云フコトヲ調べマシテ、ソレニ逆比例的ニ分與スルト云フノデアリマス、ソレカラ財政需要ト申シマスノハ、分與稅法ノ第六條ニ規定致シテ居ル即チ割増人口ヲ用ヒルコトニシテ居ルノデアリマシテ、各府縣ノ人口ニ十六條ノ第一號、第二號ニ掲ゲマシタヤウナ割増ノ方法ヲ以チマシテ、各團體ノ財政需要ヲ測定シテ、之ニ正比例シテ第二種配付額ヲ分與スルト云フコトニ致シテ居リマス、斯様ナ答辯デアリマシタ、尙之ニ付キマシテハ唯口頭ダケノ答辯デハ分リニカツタノデアリマシテ、政府側ノ方カラハ表ヲ以テ示サレマシテ、漸ク稍理解ガ出來タ次第アリマス、第三ハ、地方制度ノ改革ニ付キマシテ、一委員カラシテ、地方稅法ノ改正ヲサレル時ニハ地方制度ノ改革ト云フコトモ同雲ニ行ハレルト云フコトガ必要デヤナイカト思ハレマス、就キマシテハ地方制度ノ改革ト云フコトニ付テハ政府ハドウ云フ風ニ御考ニナツテ居リマスカ、此ノ質問ニ對シマシテ、内務大臣ハ、地方制度竝ニ地方ノ稅制ニ相伴ヒマスルト云フ事柄ガ必要デアリマスルノデ、何レモ地方ノ自治機能ヲ擴充スル所ニ付キマシテ、其ノ點ニ於キマシテハ同時ニ之ヲ實行致シマスコトガ理想デアルノデアリマス……之ガ改正ニ付キマシテハ、數年來色々ト研究ヲ遂ゲテ居リマス

ノデアリマスルケレドモ、……研究ノ十分  
デナイ點モアルノデアリマス、ソレデ私ト  
致シマシテハ、此ノ全般ニ對シマシテ更ニ  
檢討ヲ加ヘテ、成ルベク早イ時期ニ御審議  
ヲ仰グヤウニ致シタイト、斯ウ實ハ考ヘテ  
居ルノデアリマス、今差當リ其ノ地方ノ實  
情ヲ見マスルト云フト、殊ニ貧弱町村ニ於  
キマシテハ、殆ド行詰リノ形ヲ生ジテ來テ  
居リマスルノデ、之ニ新シイ財源ヲ與ヘマ  
シテ、サウシテ此ノ自治活動ニ便利ニナル  
ヤウナ方法ヲ講ジテヤルト云フ事柄ガ、更ニ  
急ナルモノガアリト、斯ウ實ハ考ヘタノデ  
アリマス……中央ト地方ト相關聯シテ其ノ  
一般的ノ稅制ヲ改正スルト云フ方針ヲ執ツ  
テ居リ、而シテ地方稅制度ニ於キマシテモ、  
還付稅等ニ於キマシテハ國ノ方ノ稅ト可ナ  
リ密接ナル關係ヲ事實上ニ於テ持ツテ居リ  
マスルモノデアリマスカラ、而シテ此ノ國  
稅ノ方ニ於キマシテハ……此ノ際之ヲ根  
本的ニ解決スルガ、其ノ時宜ヲ得タモノナ  
リト云フコトニ相成リマシタモノデアリ  
スカラ、從ツテ此ノ地方稅制ノ方ノ改正ヲ  
行ヒマシテ、其ノ地方自治ノ便宜ヲ與ヘテ  
致シマシテハ、市町村民稅ノコトデアリ  
マス、市町村民稅ノコトニ付テ御伺ヒ致シ  
タインデアリマスガ、其ノ課稅方法等ニ付  
テ御示ヲ願ヒタイト思ヒマス、之ニ付キマ  
シテ、政府委員ノ答辯ハ、市町村民稅ニ付

キマシテハ、地方稅法第六十四、六十五、  
六十六條、此ノ三條ニ大キニ基本原則ヲ定  
メテ居リマス、是ハ納稅義務者ト賦課期日、  
居ルノデアリマス、今差當リ其ノ地方ノ實  
情ヲ見マスルト云フト、殊ニ貧弱町村ニ於  
キマシテハ、殆ド行詰リノ形ヲ生ジテ來テ  
居リマスルノデ、之ニ新シイ財源ヲ與ヘマ  
シテ、サウシテ此ノ自治活動ニ便利ニナル  
ヤウナ方法ヲ講ジテヤルト云フ事柄ガ、更ニ  
急ナルモノガアリト、斯ウ實ハ考ヘタノデ  
アリマス……中央ト地方ト相關聯シテ其ノ  
一般的ノ稅制ヲ改正スルト云フ方針ヲ執ツ  
テ居リ、而シテ地方稅制度ニ於キマシテモ、  
還付稅等ニ於キマシテハ國ノ方ノ稅ト可ナ  
リ密接ナル關係ヲ事實上ニ於テ持ツテ居リ  
マスルモノデアリマスカラ、而シテ此ノ國  
稅ノ方ニ於キマシテハ……此ノ際之ヲ根  
本的ニ解決スルガ、其ノ時宜ヲ得タモノナ  
リト云フコトニ相成リマシタモノデアリ  
スカラ、從ツテ此ノ地方稅制ノ方ノ改正ヲ  
行ヒマシテ、其ノ地方自治ノ便宜ヲ與ヘテ  
致シマシテハ、市町村民稅ノコトデアリ  
マス、市町村民稅ノコトニ付テ御伺ヒ致シ  
タインデアリマスガ、其ノ課稅方法等ニ付  
テ御示ヲ願ヒタイト思ヒマス、之ニ付キマ  
シテ、政府委員ノ答辯ハ、市町村民稅ニ付

立ニ依ルト云フコトモ認メマシテ、是ハ成  
ルベク自治ヲ尊重シテ、各地方團體ガ自由ニ  
メテ居リマス、是ハ納稅義務者ト賦課期日、  
居ルノデアリマス、茲ニ  
ソレカラ納稅額ニ關スル制限、是ダケデア  
リマシテ、他ノ課稅方法ハ大體各市町村ノ  
自由ニ委セルコトニ致シテ居リマス、茲ニ  
掲ゲマシタノハ極メテ基本的ノ原則デアリ  
マシテ、納稅義務者ニ付キマシテハ、從來  
ノ戸數割ヨリモ、此ノ稅ノ性質上成ルベク  
納稅義務ヲ普遍化セシメルト云フ意味ニ於  
キマシテ、個人ノミナラズ、法人ニ對シマ  
シテモ、市町村民稅ノ納稅義務ヲ負ハセル  
コトニ致シテ、此ノ市町村民稅ハ成ルベク  
簡易ニ取ルト云フコトガ出來ルヤウニ致ス  
コトガ必要デアリマスノデ、全國的ニ賦課  
期日ヲ十月一日ト云フコトニ定メマシテ、  
其ノ前後ニ於ケル異動ト云フモノヲ考慮ニ  
入レナイコトニ致シテ居リマス、ソレカラ  
戸數割ノ如ク弊害ガ生ジマスコトヲ避ケル  
爲ニ、納稅義務者ノ最高額及各團體ニ於ケ  
ル納稅義務者一人ノ最高ノ平均納稅額ト云  
フモノノ制限ヲ致シマシテ、負擔ノ過重ニ  
過グルコトノナイヤウニ致シテ居リマス、  
其ノ他ノ點ニ付キマシテハ、市町村ハ市町  
村條例ヲ以テ自由ニ定メ得ルノデアリマシ  
テ、殊ニ課稅標準ノ如キモノニ付キマシテ  
ハ、各地方團體ノ實情ニ應ジマシテ、或ハ  
所得額ヲ抑ヘ、資產ヲ抑ヘ、又ハ家屋ノ賃  
貸價格、宅地ノ賃貸價格ト云フヤウナモノ  
ヲ標準ニモ加ヘ、又事情ニ應ジマシテ、見

居ルノデアリマス、先づ以テ此ノ負債ノ整  
立ニ依ルト云フコトモ認メマシテ、是ハ成  
ルベク自治ヲ尊重シテ、各地方團體ガ自由ニ  
メテ居リマス、是ハ納稅義務者ト賦課期日、  
定メルト云フコトニ致シタイト思ヒマス、  
ス様ナ答デアリマシタ、第五ノ質問ト致シ  
マシテハ、地方團體ノ負債銷却ニ付テデアリ  
マス、今回ノ地方稅制度改革ニ依リマシテ、  
地方團體ハ恒久的ナ財源ヲ得マスカラ、從  
來貧弱ナル町村モ相當ノ金ヲ握ル、之ヲ何  
ルニ是等ノ多クノ市町村ハ多數ナ、少ナカ  
コトハ、是ハ陥リ易イ弊害ト存ジマス、然  
ルニ是等ノ多クノ市町村ハ多數ナ、少ナカ  
コトニ致シテ、此ノ市町村民稅ハ成ルベク  
尙銷却セラレナイ狀態ニ殘サレテ居ルノデ  
アリマス、今回ノ稅制改革ニ依リマシテ得  
タ財源ノ一部ヲ以テ、先づ以テ過去ノ是等  
ノ負債ヲ銷却シ、市町村團體ノ財政ノ健全  
ヲ圖ルベキモノト私ハ考ヘテ居リマスガ、  
政府ハ之ニ對シテ監督上何等カノ御用意ガ  
アツテ然ルベキコトト考ヘマスガ、其ノ點ハ  
如何デアリマスカ、トノ委員ノ質問ニ對シ  
マシテ、内務大臣ハ今回地方ニ主トシテ配  
付稅等ヲ分賦スル方法ト致シマシテ、地方  
ノ實情ニ即シマシテ之ヲ交付スルコトニ致  
シテ居リマシタ所謂貧弱町村、此ノ町村ニ  
シタノデアリマス、而シテ從來ハ借金デ苦シ  
ミ、又ハ寄附等ニ依リマシテドウヤラ維持  
イ施設モヤリ得ル途ハ生ジマセウカ、是等  
ノ町村ハ只今御話ノ通り多ク負債ヲ持ツ  
トガアリハシナイカ、斯ウ云フコトヲ惧レ

ルノデアリマス、此ノ質問ニ對シマシテ政  
府委員カラ、誠ニ御尤モナ御質問デゴザイ  
マスガ、今度ノ稅制ノ改正ニ於キマシテノ  
實際運用上ニ於ケル缺點ガ生ズルト致シマ  
スレバ、彈力性ノ悪用ト云フ點カラ起ル危  
險ヲ我々非常ニ心配致シテ居リマシテ、其  
ノ點ニ付キマシテハ監督上十分注意スル積  
リデゴザイマス、獨立稅ノ問題ニ付キマシ  
テハ、市町村稅ノ中デ主務大臣ノ許可ヲ致  
シマスルモノニ付キマシテハ、從來認メテ  
居リマス市町村ノ獨立稅ハ成ルベク指定ヲ  
致シマシテ、其ノ儘ニ認メル積リデアリマ  
スガ、更ニ新規ノ稅ヲ起シマス場合ニ於キ  
マシテハ、其ノ稅ノ性質、又賦課ノ方法、  
課稅標準ノ決定等ニ付キマシテ、十分慎重  
ナ審査ヲ遂ゲマシテ、稅ノ本質カラ見マシ  
テ、適當ナモノヲ許可スルヤウニ致シマシ  
テ、之ニ依ッテ苛斂誅求ト云フヤウナコトノ  
ナイヤウニ十分注意ヲ致シタイト思ヒマス、  
ソレカラ地租、營業稅、家屋稅等ノ賦課標  
準ノ超過ノ場合ニ付テノ御意見デゴザイマ  
スガ、現在ノ地租、家屋稅等ヲ見マスト相  
當土地負擔等ガ過重ニナツテ居ルノデアリマ  
ス、之ヲ目度ト致シマシテ、十五年度ノ稅  
收入總額ガ大體十億三千二百萬圓ト見マシ  
テ、ソレヲ補フヤウナ形ニナツテ居リマス、  
將來之ニ伸縮力ヲ持タセマシテモ、急ニ負  
擔ノ過重ニナルコトハナイト考ヘテ居リマ  
ス、ト云フ答辯デアリマシタ、其ノ次ニ第  
七ノ御質問ト致シマシテ、市町村民稅ノ一

律制限ニ付テノ質疑デアリマス、此ノ地方  
稅ノ全般ニ付キマシテ、大體大變良ク出來  
マスガ、今度ノ稅制ノ改正ヲサレタ、是ハ私ハ  
實際運用上ニ於ケル缺點ガ生ズルト致シマ  
スレバ、彈力性ノ悪用ト云フ點カラ起ル危  
險ヲ我々非常ニ心配致シテ居リマシテ、其  
ノ點ニ付キマシテハ監督上十分注意スル積  
リデゴザイマス、獨立稅ノ問題ニ付キマシ  
テハ、市町村稅ノ中デ主務大臣ノ許可ヲ致  
シマスルモノニ付キマシテハ、從來認メテ  
居リマス市町村ノ獨立稅ハ成ルベク指定ヲ  
致シマシテ、其ノ儘ニ認メル積リデアリマ  
スガ、更ニ新規ノ稅ヲ起シマス場合ニ於キ  
マシテハ、其ノ稅ノ性質、又賦課ノ方法、  
課稅標準ノ決定等ニ付キマシテ、十分慎重  
ナ審査ヲ遂ゲマシテ、稅ノ本質カラ見マシ  
テ、適當ナモノヲ許可スルヤウニ致シマシ  
テ、之ニ依ッテ苛斂誅求ト云フヤウナコトノ  
ナイヤウニ十分注意ヲ致シタイト思ヒマス、  
ソレカラ地租、營業稅、家屋稅等ノ賦課標  
準ノ超過ノ場合ニ付テノ御意見デゴザイマ  
スガ、現在ノ地租、家屋稅等ヲ見マスト相  
當土地負擔等ガ過重ニナツテ居ルノデアリマ  
ス、之ヲ目度ト致シマシテ、十五年度ノ稅  
收入總額ガ大體十億三千二百萬圓ト見マシ  
テ、ソレヲ補フヤウナ形ニナツテ居リマス、  
將來之ニ伸縮力ヲ持タセマシテモ、急ニ負  
擔ノ過重ニナルコトハナイト考ヘテ居リマ  
ス、ト云フ答辯デアリマシタ、其ノ次ニ第  
七ノ御質問ト致シマシテ、市町村民稅ノ一

寧ロ改惡デナカラウカト迄恩フノデアリマ  
ス、折角市町村民稅ト云フモノヲ起サレテ、  
戸數割ト云フモノヲ廢セラレタ、サウシテ  
戸數割ノ長所ヲ活カシテ惡所ヲ悉ク除却セ  
ラレタト云フノデ、大層此ノ市町村民稅ノ  
新設サレタト云フコトハ、私ハ大變結構ノ  
コトト思ヒマス、而モ最高額ヲ決メマシテ、  
千圓ト一律ニ日本國中ノ人民ニ對シマシテ、  
之ヲ制限シタト云フコトモ大變結構ノコト  
思ヒマス、若シ此ノ最高ヲ決メナカッタ  
ナレバ、戸數割ト同ジヤウナ結果ニ陥ルノ  
デヤナカラウカト思フ、處ガ衆議院ノ修正  
ニ依リマスト二千圓、千五百圓、五百圓ト  
云フヤウニ、三段階ニ之ヲ決メラレタト云  
フコトハ是ハ如何ナモノデアリマセウカ、  
斯ウ云フ工合ニ矢張リ最高額ニ、差別待遇ト  
云ヒマスカラウ云フヤウニ致シマスルト、  
是ハ將來又戸數割ト同ジヤウナ結果ニナル  
禍ノ因ヲ私ハ作ルノデハナカラウカト思  
フ、斯ウ云フヤウナ工合ニ差別ヲ付ケテ行  
クト云フコトハ、市町村民稅ヲ作ラレタ趣  
向ニ反スルノデヤナカラウカト思ヒマスノ  
デ、一律千圓ト云フコトニ決メマシタノト、  
三段階ニ定メマシタノトハ、自ラ立テ方ニ  
シテ政府ハ御同意ニナルノデゴザイマセウ

カ、或ハ御反對デアリマセウカ、昨日ノ本  
會議ニ於テハ、大藏大臣ハ、若シ貴族院ニ  
税ノ全般ニ付キマシテ、大體大變良ク出來  
マスガ、今度ノ稅制ノ改正ヲサレタ、是ハ私ハ  
實際運用上ニ於ケル缺點ガ生ズルト致シマ  
スレバ、彈力性ノ悪用ト云フ點カラ起ル危  
險ヲ我々非常ニ心配致シテ居リマシテ、其  
ノ點ニ付キマシテハ監督上十分注意スル積  
リデゴザイマス、獨立稅ノ問題ニ付キマシ  
テハ、市町村稅ノ中デ主務大臣ノ許可ヲ致  
シマスルモノニ付キマシテハ、從來認メテ  
居リマス市町村ノ獨立稅ハ成ルベク指定ヲ  
致シマシテ、其ノ儘ニ認メル積リデアリマ  
スガ、更ニ新規ノ稅ヲ起シマス場合ニ於キ  
マシテハ、其ノ稅ノ性質、又賦課ノ方法、  
課稅標準ノ決定等ニ付キマシテ、十分慎重  
ナ審査ヲ遂ゲマシテ、稅ノ本質カラ見マシ  
テ、適當ナモノヲ許可スルヤウニ致シマシ  
テ、之ニ依ッテ苛斂誅求ト云フヤウナコトノ  
ナイヤウニ十分注意ヲ致シタイト思ヒマス、  
ソレカラ地租、營業稅、家屋稅等ノ賦課標  
準ノ超過ノ場合ニ付テノ御意見デゴザイマ  
スガ、現在ノ地租、家屋稅等ヲ見マスト相  
當土地負擔等ガ過重ニナツテ居ルノデアリマ  
ス、之ヲ目度ト致シマシテ、十五年度ノ稅  
收入總額ガ大體十億三千二百萬圓ト見マシ  
テ、ソレヲ補フヤウナ形ニナツテ居リマス、  
將來之ニ伸縮力ヲ持タセマシテモ、急ニ負  
擔ノ過重ニナルコトハナイト考ヘテ居リマ  
ス、ト云フ答辯デアリマシタ、其ノ次ニ第  
七ノ御質問ト致シマシテ、市町村民稅ノ一

寧ロ改惡デナカラウカト迄恩フノデアリマ  
ス、折角市町村民稅ノ修正ヲサレタ、是ハ私ハ  
實際運用上ニ於ケル缺點ガ生ズルト致シマ  
スレバ、彈力性ノ悪用ト云フ點カラ起ル危  
險ヲ我々非常ニ心配致シテ居リマシテ、其  
ノ點ニ付キマシテハ監督上十分注意スル積  
リデゴザイマス、獨立稅ノ問題ニ付キマシ  
テハ、市町村稅ノ中デ主務大臣ノ許可ヲ致  
シマスルモノニ付キマシテハ、從來認メテ  
居リマス市町村ノ獨立稅ハ成ルベク指定ヲ  
致シマシテ、其ノ儘ニ認メル積リデアリマ  
スガ、更ニ新規ノ稅ヲ起シマス場合ニ於キ  
マシテハ、其ノ稅ノ性質、又賦課ノ方法、  
課稅標準ノ決定等ニ付キマシテ、十分慎重  
ナ審査ヲ遂ゲマシテ、稅ノ本質カラ見マシ  
テ、適當ナモノヲ許可スルヤウニ致シマシ  
テ、之ニ依ッテ苛斂誅求ト云フヤウナコトノ  
ナイヤウニ十分注意ヲ致シタイト思ヒマス、  
ソレカラ地租、營業稅、家屋稅等ノ賦課標  
準ノ超過ノ場合ニ付テノ御意見デゴザイマ  
スガ、現在ノ地租、家屋稅等ヲ見マスト相  
當土地負擔等ガ過重ニナツテ居ルノデアリマ  
ス、之ヲ目度ト致シマシテ、十五年度ノ稅  
收入總額ガ大體十億三千二百萬圓ト見マシ  
テ、ソレヲ補フヤウナ形ニナツテ居リマス、  
將來之ニ伸縮力ヲ持タセマシテモ、急ニ負  
擔ノ過重ニナルコトハナイト考ヘテ居リマ  
ス、ト云フ答辯デアリマシタ、其ノ次ニ第  
七ノ御質問ト致シマシテ、市町村民稅ノ一

バ、ドウモ案ノ通過ノ上カラ仕方ガナイト、  
斯ウ云フ御考デアリマスカ、モウ一遍ドウ  
ソ……ト云フ再質問ニ對シマシテ内務大  
臣ハ、「政府ト致シマシテハ原案ヲ支持シテ  
居ルノデアリマス、併シ衆議院ニ於キマシ  
テモ此ノ修正ガアリマシタノデ、此ノ修正  
モ絶対ニ拒否シテ行クト云フダケノ理由ガ  
ナイノデアリマス、ソコデ貴族院ニ於キマ  
シテ此ノ修正ヲ可ナリト云フ結論ヲ得フレ  
マスナラバ、政府トシテハ兩院ノ意志ヲ十  
分尊重シタイ、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマ  
ス、ト云フ答デアリマシテ、質問ハソレデ  
打切ラレテ居ツタノデアリマス、第八ノ質問  
ハ、今度改正ニナリマシタ稅制ガ實施サレ  
タ曉ニハ、今後ハ一般國稅カラノ交付金ト  
云フモノハ全然考ガナクナル譯デゴザイマ  
セウカ、ト云フ質問ニ對シマシテ、政府委  
員ハ、今度ノ稅制改正ニ於キマシテハ、從  
來ゴザイマシタ臨時地方財政補給金モ、地  
方ノ歲入ノ中ニ加ヘマシテ、ソレデ總額十  
億三千二百萬圓ト云フモノヲ出シテ居リマ  
スノデ、今度ノ稅制ニハ當然アノ金額ハ含  
マレテ居リマスノデ、今度ノ稅制ニハ當然  
アノ金額ガ含マレテ居ルト云フコトニナッテ  
居ルノデゴザイマス、同委員ハ更ニ一步ヲ  
進メマシテ、サウスルトモウ交付金モ、補  
給金モナクナル譯デスネ、此ノ質問ニ對シ  
マシテ政府委員ハ、アレハナクナリマシテ、  
從來アレハ廢減稅ヲ主トシテヤツテ居ツタモ  
ノデゴザイマス、今度稅制ガスッカリ變リマ

シテ、斯ウ云フ新機構ニナリマスノデ、ア  
リマシテ、道府縣ノソレカラ市町村モ大  
體直接稅及ビ間接稅ニ依ツテ其ノ財源ヲ確  
保スル譯デアリマスガ、稀有ナ風水害トカ、  
稀有ナ旱害ニ依リマシテ地方自治團體ニ非  
常な出費ヲ生ズルヤウナ事態ガ生シマシタ  
場合ニモ、今回ノ稅制ノ立テ方ニ依リマス  
レバ、別ニ臨時ノ巨額ナ起債ヲシナクトモ、  
其ノ財政、臨時ノ財政ヲ賄フコトガ出來ル  
モノデゴザイマセウカ、其ノ點ハ矢張リ、  
臨時ノ起債ヲシナケレバ賄ヒ得ナイモ  
ノデゴザイマセウカ、ト云フ御質問ニ  
對シマシテ、政府ノ委員ハ此ノ稅ノ建前ハ  
大體普通ノ狀態ニ於テノ各地方團體ノ財政  
計畫ト云フコトヲ目標トシテ立テ居ルノ  
デゴザイマス、併シ御覽ノ通リニ第一種配  
付額ト云フノハ、課稅力ヲ標準トシテ矢張  
リ配付スルコトニナツテ居リマスカラ、災害  
等ガゴザイマスト自然、例ヘバ旱害ガアレ  
バ地租ガ入りマセヌシ、火災ガアルト家屋  
税ガ入ラナイシ、營業稅ガ非常ニ少額ニナ  
ス、而モ此ノ質疑ハ委員ノ御願ヲ變ヘラレ

シテ、斯ウ云フ新機構ニナリマスノデ、ア  
リマシテ、道府縣ノソレカラ市町村モ大  
體直接稅及ビ間接稅ニ依ツテ其ノ財源ヲ確  
保スル譯デアリマスガ、稀有ナ風水害トカ、  
稀有ナ旱害ニ依リマシテ地方自治團體ニ非  
常な出費ヲ生ズルヤウナ事態ガ生シマシタ  
場合ニモ、今回ノ稅制ノ立テ方ニ依リマス  
レバ、別ニ臨時ノ巨額ナ起債ヲシナクトモ、  
其ノ財政、臨時ノ財政ヲ賄フコトガ出來ル  
モノデゴザイマセウカ、其ノ點ハ矢張リ、  
臨時ノ起債ヲシナケレバ賄ヒ得ナイモ  
ノデゴザイマセウカ、ト云フ御質問ニ  
對シマシテ、政府ノ委員ハ此ノ稅ノ建前ハ  
大體普通ノ狀態ニ於テノ各地方團體ノ財政  
計畫ト云フコトヲ目標トシテ立テ居ルノ  
デゴザイマス、併シ御覽ノ通リニ第一種配  
付額ト云フノハ、課稅力ヲ標準トシテ矢張  
リ配付スルコトニナツテ居リマスカラ、災害  
等ガゴザイマスト自然、例ヘバ旱害ガアレ  
バ地租ガ入りマセヌシ、火災ガアルト家屋  
税ガ入ラナイシ、營業稅ガ非常ニ少額ニナ  
ス、而モ此ノ質疑ハ委員ノ御願ヲ變ヘラレ

シテ、斯ウ云フ新機構ニナリマスノデ、ア  
リマシテ、道府縣ノソレカラ市町村モ大  
體直接稅及ビ間接稅ニ依ツテ其ノ財源ヲ確  
保スル譯デアリマスガ、稀有ナ風水害トカ、  
稀有ナ旱害ニ依リマシテ地方自治團體ニ非  
常な出費ヲ生ズルヤウナ事態ガ生シマシタ  
場合ニモ、今回ノ稅制ノ立テ方ニ依リマス  
レバ、別ニ臨時ノ巨額ナ起債ヲシナクトモ、  
其ノ財政、臨時ノ財政ヲ賄フコトガ出來ル  
モノデゴザイマセウカ、其ノ點ハ矢張リ、  
臨時ノ起債ヲシナケレバ賄ヒ得ナイモ  
ノデゴザイマセウカ、ト云フ御質問ニ  
對シマシテ、政府ノ委員ハ此ノ稅ノ建前ハ  
大體普通ノ狀態ニ於テノ各地方團體ノ財政  
計畫ト云フコトヲ目標トシテ立テ居ルノ  
デゴザイマス、併シ御覽ノ通リニ第一種配  
付額ト云フノハ、課稅力ヲ標準トシテ矢張  
リ配付スルコトニナツテ居リマスカラ、災害  
等ガゴザイマスト自然、例ヘバ旱害ガアレ  
バ地租ガ入りマセヌシ、火災ガアルト家屋  
税ガ入ラナイシ、營業稅ガ非常ニ少額ニナ  
ス、而モ此ノ質疑ハ委員ノ御願ヲ變ヘラレ

地方ニ於キマシテハ、自然增收額ガ、殊ニ從來ノ所得稅附加稅ト營業収益稅附加稅ニ於テ莫大ナモノガアルト思ヒマス、例ヘバ今ノ東京市ニ於キマシテハ、十三年度ノ稅收入額ハ改正前ノ總額ガ六千九百萬圓ト出テ居リマスガ、東京市ノ豫算ヲ見マスト、十四年度ニ於キマシテハ、稅收入ガ七千五百六十九萬圓トナツテ居リマス、更ニ十五年度ノ豫算デハ、ソレガ七千九百六十萬圓ト云フコトニナツテ居リマスガ、此ノ十五年度ノ七千九百六十萬圓ト云フ豫算モ、實際ニ於テハ、是以上ニ相當ノ自然增收ガアリ、徵稅額ハ遙カニ是ヨリモ多イト思フノデアリマス、サウ云フ風ニ此ノ十三年度ト較ベマスト、增スト比較ヲスルト云フヤウナコトニナリマスレバ、或ハ又最近ノ數字ニ依ツテ之ヲ比較シマシタナラバ、非常ナ矢張リ減額ニナルコトハ争ハレナイコトグラウト思ヒマス、是等ニ付キマシテノ御見込ハ如何デアリマセウカ、十三年度カラ十四年度、十五年度ト云フヤウナ數字ガ出マシテモ、十四年度トノ營業稅ニ依ル伸張力ヲ増シテ參リマシタコトト思フノデアリマス、併シ例ヘバ東京市ニ付テ見マスト、所得稅附加稅ハ非常ニ高率ナ賦課ヲ致シテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ財政上ノ餘力ヲ生ジマシタ場合ニハ、相當ノ減稅ヲ致サケレバナ云フト、東京市ニ付テ見マスト、現行稅制ニ見マスレバ、四千七百萬圓ノ稅收入ヲ擧ゲルト云フコトニナツテ居リマス、之ヲ標準トシテ考ヘマスト、今回ノ稅制ニ於テハ餘程ノ財政上ノ收入ヲ得ルト云フ形ニナルト考ヘルノデアリマス、斯ウ云フ見方カラ致シマシテ、現行稅制ヲ其ノ儘ニ用ヒマスト、ドウシテモ生産擴充等ノ關係ニ於キマシテ減稅ヲ致ス、減稅ヲスレバ此ノ表ヨリモ更ニ減額シタ稅收入ニナルノデハナイカト思フノデアリマス、東京市ナツテ居ルノデアリマスガ、只今ノ所二十一錢ノ課稅ヲ致シテ居ルノデアリマス、之ヲ全額附加稅ハ本稅一圓ニ付テ七錢ガ制限率ニナツテ居ルノデアリマスガ、ソレト較ベマシテモ全國平均無理ガアリハシナイカト懸念致シマスガ、御見込ハ如何デゴザイマセウカ、内務省ノ地方局長ノ御意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス、之ニ對シマシテ、政府委員カラ、今回ノ稅制ノ改正ノ結果、ソレガ各團體ニ作用スル形ニ於キマシテハ、大都市トソレカラ貧弱

ナル町村トニ依ツテ遠フノデアリマシテ、詰リ貧弱ナル町村ニ於キマシテハ、此ノ配付稅ニ依リマシテ、殆ド財源ノ枯渇シテ居ル所ニ、相當ノ財政上力ヲ與ヘルト云フコトニナルノデアリマスガ、一面資力ノ豐富ナル團體ニ於キマシテハ、今回ノ改正ハ、之ヲ收益稅ノ全額ヲ委譲サレルコトニ依リマシテ、相當ノ餘力ヲ持ツコトニナルト考ヘルノデアリマス、生產力擴充トノ關係等ニ依リマシテ、非常ニ大都市ニ對シテ豐富ナ起源ヲ與ヘルコトニナツテ居ルト云フコトハ、全ク仰セノ通リデアリマス、今回ノ改正ニ依リマシテ、國稅分ヲモ全部合セテ地方ニ委譲スルコトニ相成シテ居リマスノデ、其ノ意味ニ於キマシテハ、大都市等ハ餘程ノ營業稅ニ依ル伸張力ヲ増シテ參リマシタコトト思フノデアリマス、併シ例ヘバ東京市ニ付テ見マスト、所得稅附加稅ハ非常ニ高率ナ賦課ヲ致シテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ財政上ノ餘力ヲ生ジマシタ場合ニハ、相當ノ減稅ヲ致サケレバナ云フト、東京市ニ付テ見マスト、現行稅制ニ見マスレバ、四千七百萬圓ノ稅收入ヲ擧ゲルト云フコトニナツテ居リマス、之ヲ標準トシテ考ヘマスト、今回ノ稅制ニ於テハ餘程ノ財政上ノ收入ヲ得ルト云フ形ニナルト考ヘルノデアリマス、斯ウ云フ見方カラ致シマシテ、現行稅制ヲ其ノ儘ニ用ヒマスト、ドウシテモ生産擴充等ノ關係ニ於キマシテ減稅ヲ致ス、減稅ヲスレバ此ノ表ヨリモ更ニ減額シタ稅收入ニナルノデハナイカト思フノデアリマス、東京市等ニ付キマシテモ、今回ノ稅制改正ニ依リ更ニ三錢ヲ超過致シテ居ルト云フ狀況ヨリ更ニ三錢ヲ超過致シテ居ルト云フ狀況ニ於キマシテハ、大都市トソレカラ貧弱

ナル町村トニ依ツテ遠フノデアリマシテ、所を得稅トシマシテモ、相當財政收入が多ク付稅ニ依リマシテ、殆ド財源ノ枯済シテ居ル所ニ、相當ノ財政上力ヲ與ヘルト云フコトニナルノデアリマスガ、一面資力ノ豐富ナル團體ニ於キマシテハ、今回ノ改正ハ、之ヲ收益稅ノ全額ヲ委譲サレルコトニ依リマシテ、相當ノ餘力ヲ持ツコトニナルト考ヘルノデアリマス、生產力擴充トノ關係等ニ依リマシテ、非常ニ大都市ニ對シテ豊富ナ起源ヲ與ヘルコトニナツテ居ルト云フコトハ、全ク仰セノ通リデアリマス、今回ノ改正ニ依リマシテ、國稅分ヲモ全部合セテ地方ニ委譲スルコトニ相成シテ居リマスノデ、其ノ意味ニ於キマシテハ、大都市等ハ餘程ノ營業稅ニ依ル伸張力ヲ増シテ參リマシタコトト思フノデアリマス、併シ例ヘバ東京市ニ付テ見マスト、所得稅附加稅ハ非常ニ高率ナ賦課ヲ致シテ居ルノデアリマス、從ヒマシテ財政上ノ餘力ヲ生ジマシタ場合ニハ、相當ノ減稅ヲ致サケレバナ云フト、東京市ニ付テ見マスト、現行稅制ニ見マスレバ、四千七百萬圓ノ稅收入ヲ擧ゲルト云フコトニナツテ居リマス、之ヲ標準トシテ考ヘマスト、今回ノ稅制ニ於テハ餘程ノ財政上ノ收入ヲ得ルト云フ形ニナルト考ヘルノデアリマス、斯ウ云フ見方カラ致シマシテ、現行稅制ヲ其ノ儘ニ用ヒマスト、ドウシテモ生産擴充等ノ關係ニ於キマシテ減稅ヲ致ス、減稅ヲスレバ此ノ表ヨリモ更ニ減額シタ稅收入ニナルノデハナイカト思フノデアリマス、東京市等ニ付キマシテモ、今回ノ稅制改正ニ依リ更ニ三錢ヲ超過致シテ居ルト云フ狀況ヨリ更ニ三錢ヲ超過致シテ居ルト云フ狀況ニ於キマシテハ、大都市トソレカラ貧弱

ス、之ニハ續イテ問答ガ繰返サレタノデアリマスケレドモ、何卒詳細ハ速記錄ニ付テ御覽ヲ願ヒタイト思ヒマス、第十一ノ質疑ハ、三部制廢止ニ付テノ質問デアリマス、委員ノ一人カラシテ、三部制ノ問題ニ付テハドウ云フ風ニナルノデセウカ、此ノ三部制ニ關スルコトハ何トモ此ノ規定ノ法文ノ進シテ參ル方ガ適當デハナイカ、之ヲ全國平均ニ近ヅケルト致シマシテ考ヘマシテモ、數百萬圓ヲ東京市トシテハ現行制度ノ下ニ於テハ減稅スル方ガ實際ニ合フノデハナイカ、斯ウ云フ風ニ考ヘマスノデ、稅額トシマシテハ相當上ツテ居リマスガ、一面ニ於テ是ハ課稅力ヲ極度ニ用ヒテ居ルト云フコトデアリマスノデ、制限率ノ範圍内ニ於テ大都市ガ課稅ヲスルト致シテ考ヘマスト、於テ是ハ課稅力ヲ極度ニ用ヒテ居ルト云フコトデアリマシテ、表面ニハ現レテ居リマセヌガ、是ガ色々論議ニナリマスノハ、ドウ云フ法文ノ關係デスウ云フコトニナルノデアリマセウカ、又其ノ三部制ヲ止メルトカ、當分存續スルト云フヤウナコトニ付キマシテノ、愛知縣ト兵庫縣ニ付テノ御意見ヲ伺ヒタイト思ヒマス、政府委員ハ之ニ對シマシテ、三部制廢止ノ法文ノ關係ハ、府縣制ノ百四十條デゴザイマシテ、今回ノ府縣制中改正法律案ニ於キマシテ、第百四十條ヲ削除致シマシタ、ソレノ善後措置ニ付キマシテ、數項ノザイマシテ、府縣制中改正法律案ノ附則ニ規定ヲ設ケテ居リマス、ソレカラ實質的ニ三部制廢止ノ問題ニ付キマシテハ、今回ノ稅制改正ガ配付稅ト云フ各地方團體ノ財政調整ヲ目的ト致シマシタ機構ヲ設ケルコトニナリマスノデ、申シマスレバ、全國ノ各府縣ノ負擔ノ均衡ヲ圖ルト云フ趣旨ノ下ニ、此ノ稅制別市制ト云フモノガ出來ル以前ニ於キマシテ、同一府縣内ニ於テ別箇ノ經濟團體的ノモノガ存在シテ、負擔が別々ニナツテ居ルト

云フコトハ、府縣ノ實際ノ自治ノ發達ノ上カラ申シマシテモ適當デナイト思ヒマスシ、今回ノ稅制ノ建前カラ申シマシテモ、適當デナイト思ヒマス、更ニ此ノ分與稅ヲ分與致シマス方法ニ付キマシテ、一つノ縣ガ經濟團體トシテ別ノモノニナツテ居リマスト云フコトハ、此ノ分與ノ技術的ノ觀點カラ見マシテ、非常ニ不合理的ナ結果ヲ生ズルコトニナルノデアリマス、斯ウ云フノデ、今回ノ稅制改正ノ機會ニ於キマシテ、此ノ三部制ノ廢止ヲスルコトニナツタノデアリマスガ、併シ衆議院デモ大變此ノ點ハ議論セラレマシタノハ、之ニ對シテ猶豫期間ヲ置クト云フ問題ト、ソレカラ市部債、郡部債ノ「バランス」ヲ取ル措置ヲ講ズルト云フ二點デアリマシテ、猶豫期間ヲ設ケルト云フコトニ付キマシテハ、從來三部制ヲ廢止致シマス當時ノ事情ト今回ノ事情トガ、只今申シマスヤウニ條件ガ非常ニ違テ居リマスノデ、其ノ意味ニ於テ猶豫ト云フコトハ出來難イト思ヒマスシ、ソレカラ從來致シマシタ猶豫ノ問題ハ、市部、郡部ノ課率ノ接近ヲセシメルト云フ點デアリマジタガ、今回ノ改正ノ結果、課率ハ一定致シテ居リマスノデ、此ノ點ニ關スル限り、數年間ノ準備期間ヲ置ク必要ガナクナツテ參リマシタト云フヤウナコトカラ、十五年度カラ即時之ヲ施行スルコトニ致シマシテ、市部債、郡部債ノ負擔ヲ「バランス」ヲ取ルト云フ點ニ付キマシテハ、適當ナ善後措置

ヲ講ジマスヤウニ、只今關係府縣知事ノ下ニ於キマシテ考究シ、案ヲ立テ居ルノデゴザイマス、斯様ニ答ヘテ居リマス、併シ此ノ問題ハソレデハナカノ濟ミマセヌデアリマシテ、他ノ委員カラモ質疑ガ續キマシタ、或委員カラハ、只今ノ三部制廢止ノ問題デスガ、今府縣知事ヲシテ郡部經濟、市部經濟ノ調和ヲ圖ルベク立案サセテ居ルト云フ御話デアリマシタガ、其ノ案ガ出來テカラ三部制撤廢ヲナサルノデスカ、モウ此ノ法律ガ改正サル、ト、此ノ三部制ト云フモノハナクナツテシマイマスガ、案ガ出來ナイ前ニ三部制ヲ撤廢サレルト、非常ナ府縣ニ混亂ヲ來シハシナイカ、此ノ度ハ幸ニ斯ウ云フ機會ニ撤廢スルト云フコトニナツタノデ非常ニ結構ナコトト思ヒマスガ、撤廢スルト云フコトハ簡単デスガ、今迄隨分長イ變態經濟ガ續イテ來タノデアリマシテ、例ヘバ兵庫縣ノ如キハ郡部ト市部ト大變ニ負擔ガ違ヒマスシ、又郡部ニハウント借金ガアリマスガ、市部ニハ少イト云フヤウナ、非常ナ不均衡ナ狀態ニアル、知事ガ相當案ヲ立てテ内務省ニ御相談ニナルコトト思ヒマスガ、之ノ結果方針ガ立ッテアルノデアルカ、方針ガ立タクテモ、法令ノ結果當然廢シ得ルモノデスカ、ソコヲ伺ヒタイ、之ニ對シマシテ政府委員ハ、是ハ稅制改正ノ關係カラ致シマシテ、十五年度カラ稅制ガ變ッテ居リマスカラ、其ノ關係ニ於テ、三部制廢止、單一經濟ニスルト云フコトハ本年四

月一日カラ施行致サナケレバナラナイ譯デアリマス、併シナガラ此ノ市部制、郡部制、此ノ問題ハソレデハナカノ濟ミマセヌデアリマシテ、他ノ委員カラモ質疑ガ續キマシタ、或委員カラハ、只今ノ三部制廢止ノ問題デスガ、今府縣知事ヲシテ郡部經濟、市部經濟ノ調和ヲ圖ルベク立案サセテ居ルト云フ御話デアリマシタガ、其ノ案ガ出來テカラ三部制撤廢ヲナサルノデスカ、モウ此ノ法律ガ改正サル、ト、此ノ三部制ト云フモノハナクナツテシマイマスガ、案ガ出來ナイ前ニ三部制ヲ撤廢サレルト、非常ナ府縣ニ混亂ヲ來シハシナイカ、此ノ度ハ幸ニ斯ウ云フ機會ニ撤廢スルト云フコトニナツタノデ非常ニ結構ナコトト思ヒマスガ、撤廢スルト云フコトハ簡単デスガ、今迄隨分長イ變態經濟ガ續イテ來タノデアリマシテ、例ヘバ兵庫縣ノ如キハ郡部ト市部ト大變ニ負擔ガ違ヒマスシ、又郡部ニハウント借金ガアリマスガ、市部ニハ少イト云フヤウナ、非常ナ不均衡ナ狀態ニアル、知事ガ相當案ヲ立てテ内務省ニ御相談ニナルコトト思ヒマスガ、之ノ結果方針ガ立ッテアルノデアルカ、方針ガ立タクテモ、法令ノ結果當然廢シ得ルモノデスカ、ソコヲ伺ヒタイ、之ニ對シマシテ政府委員ハ、是ハ稅制改正ノ關係カラ致シマシテ、十五年度カラ稅制ガ變ッテ居リマスカラ、其ノ關係ニ於テ、三部制廢止、單一經濟ニスルト云フコトハ本年四

月一日カラ施行致サナケレバナラナイ譯デアリマス、併シナガラ此ノ市部制、郡部制、此ノ問題ハソレデハナカノ濟ミマセヌデアリマシテ、他ノ委員カラモ質疑ガ續キマシタ、或委員カラハ、只今ノ三部制廢止ノ問題デスガ、今府縣知事ヲシテ郡部經濟、市部經濟ノ調和ヲ圖ルベク立案サセテ居ルト云フ御話デアリマシタガ、其ノ案ガ出來テカラ三部制撤廢ヲナサルノデスカ、モウ此ノ法律ガ改正サル、ト、此ノ三部制ト云フモノハナクナツテシマイマスガ、案ガ出來ナイ前ニ三部制ヲ撤廢サレルト、非常ナ府縣ニ混亂ヲ來シハシナイカ、此ノ度ハ幸ニ斯ウ云フ機會ニ撤廢スルト云フコトニナツタノデ非常ニ結構ナコトト思ヒマスガ、撤廢スルト云フコトハ簡単デスガ、今迄隨分長イ變態經濟ガ續イテ來タノデアリマシテ、例ヘバ兵庫縣ノ如キハ郡部ト市部ト大變ニ負擔ガ違ヒマスシ、又郡部ニハウント借金ガアリマスガ、市部ニハ少イト云フヤウナ、非常ナ不均衡ナ狀態ニアル、知事ガ相當案ヲ立てテ内務省ニ御相談ニナルコトト思ヒマスガ、之ノ結果方針ガ立ッテアルノデアルカ、方針ガ立タクテモ、法令ノ結果當然廢シ得ルモノデスカ、ソコヲ伺ヒタイ、之ニ對シマシテ政府委員ハ、是ハ稅制改正ノ關係カラ致シマシテ、十五年度カラ稅制ガ變ッテ居リマスカラ、其ノ關係ニ於テ、三部制廢止、單一經濟ニスルト云フコトハ本年四

月一日カラ施行致サナケレバナラナイ譯デアリマス、併シナガラ此ノ市部制、郡部制、此ノ問題ハソレデハナカノ濟ミマセヌデアリマシテ、他ノ委員カラモ質疑ガ續キマシタ、或委員カラハ、只今ノ三部制廢止ノ問題デスガ、今府縣知事ヲシテ郡部經濟、市部經濟ノ調和ヲ圖ルベク立案サセテ居ルト云フ御話デアリマシタガ、其ノ案ガ出來テカラ三部制撤廢ヲナサルノデスカ、モウ此ノ法律ガ改正サル、ト、此ノ三部制ト云フモノハナクナツテシマイマスガ、案ガ出來ナイ前ニ三部制ヲ撤廢サレルト、非常ナ府縣ニ混亂ヲ來シハシナイカ、此ノ度ハ幸ニ斯ウ云フ機會ニ撤廢スルト云フコトニナツタノデ非常ニ結構ナコトト思ヒマスガ、撤廢スルト云フコトハ簡単デスガ、今迄隨分長イ變態經濟ガ續イテ來タノデアリマシテ、例ヘバ兵庫縣ノ如キハ郡部ト市部ト大變ニ負擔ガ違ヒマスシ、又郡部ニハウント借金ガアリマスガ、市部ニハ少イト云フヤウナ、非常ナ不均衡ナ狀態ニアル、知事ガ相當案ヲ立てテ内務省ニ御相談ニナルコトト思ヒマスガ、之ノ結果方針ガ立ッテアルノデアルカ、方針ガ立タクテモ、法令ノ結果當然廢シ得ルモノデスカ、ソコヲ伺ヒタイ、之ニ對シマシテ政府委員ハ、是ハ稅制改正ノ關係カラ致シマシテ、十五年度カラ稅制ガ變ッテ居リマスカラ、其ノ關係ニ於テ、三部制廢止、單一經濟ニスルト云フコトハ本年四

ニ相照應スルヤウナ御報告ガアツコトヲ想ヒ起シマス、質疑ノ第十四、増稅ニ關聯シマシテ、諸外國トノ割合ニ付テ、稅制改正ノ結果、國民ハ相當ニ重稅ヲ負擔スルコトニナルノデアルケレドモ、是ハ今日ノ場合國民ハ覺悟シテ居ルコトデアル、聞ク所ニ依レバ、政府ハ當分此ノ以上ニ增稅ヲ爲サラチイト云フコトデアルガ、果シテ然ルカ、將又此ノ程度以上ニ增稅ヲ爲ス餘地アリト考ヘラレルカ、又ソレニ付テ諸外國トノ模様ハドウ云フ模様ニナッテ居ルカ、トノ質問ニ對シマシテ、大藏大臣ハ、今日ノ程度が最高限度ノ負擔力トハ思ハナイガ、先づ種々ノ觀點カラ相當ニ重イ稅ニナッテ居ルモノト言ハネバナルマイト思ヒマス、尙餘力芳アルカドウカト言ベバ、非常ノ場合ニハ相當ノ彈力アルコトト考ヘラレマスガ、併シ今日此ノ増稅ノ程度ガ、諸種ノ觀點カラ考察シテ適當ナ所ト思ヒマス、稅ノ負擔ノ割合カラ言ヘバ、國民ノ所得ヲ基準トシテ考ヘルヨリ外ニナイノデアリマス、昭和十年ニ所得調査ヲシマシタ以來爲シテ居ラナイガ、大藏省ニテ調査シマシタノハ、第三種所得稅ヲ基準トシテ昭和十年ノト睨ミ合ツテ、先づ二百五十五億位ノ國民所得ガアルト見テ居リマス、外國ト比例シテ日本ヨリハ英佛獨ノ方が餘程高イ率デアル、其ノ割合カラ見レバ、今回ノ例ハ一番高イ率デハナイガ、諸外國トハ自ラ生活程度モ違フカラ、其ノ割合ノミヲ以テ一概ニ論ズルコトハ出來ナイ、決シテ今日ノ日本ノ稅バ輕イトハ

思ハナイ、斯ウ云フ答辯デアリマシタ、尙之ニ付キマシテ政府委員カラ表ヲ以テ説明ノ率ガ、日本ガ一二「ペーセント」五八、「イギリス」ガ二〇「ペーセント」三九、米國ガ一八「ペーセント」四三、「ドイツ」ハ二三「ペーセント」〇二、「フランス」ガ二八「ペーセント」六一、一千九百三十六年ノ分ガ、日本方一一「ペーセント」一九、「イギリス」ガ一八「ペーセント」五二、米國ノハゴザイマセヌ、「ドイツ」ガ二四「ペーセント」八一、一千九百三十七年ヲ見マスト云フト、日本ガ一二「ペーセント」五九、「イギリス」ガ一九「ペーセント」三〇、「フランス」ガ二七「ペーセント」五五、後ノハ揃ヅテ居リマセヌカラ申上ゲマセヌガ、我が國ガ今回ノ税制改正後ニ、平年度ニ於キマシテハ、所得額二百五十五億ニ對シマシテ一七「ペーセント」八ト云コトニナルノデアリマスカラ、諸外國ノ英佛獨ニ較ベテ見マスレバ、率ト致シマシテハ低位ニ在ルト云フコトハ認メラレルノデアリマス、第十五ノ質疑ハ、町村吏員ノ待遇ニ付テアリマシテ、地方吏員ノ待遇ヲ良クスルヤウニシナケレバナラナイ、畢竟は自治ノ成績ニモ影響ガアル、地方自治ノ業績ノ擧ル上カラ言ッテモ之ヲ等閑ニ付セラレナイト思フガ、内務省ノ計畫ヲ伺ビタク、ト云フ質問ニ對シマシテ、内務大臣カラ地方吏員ノ窮乏ヲ告ゲテ居ルコトハ事セラアルガ、此ノ際直チニ俸給増加ヲ圖ル

コトハ今日ノ場合如何ナモノカ、何レ適當  
ナ時期ニ處置ヲ爲ス必要ガアルトハ考ヘテ  
居ツタ、差向キ間接ノ對策デハアルガ、十五  
年度ノ追加豫算ニ、共濟組合ニ對スル助成  
費トシテ二十五萬圓計上提出シテアリマス、  
尙地方吏員充實助成費五百七十萬圓、是ハ  
人員増加ノ經費デアリマス、尙又退職ニ關  
シマシテノ經費トシテ互助組合助成費一百  
萬圓ヲ支出スル目論見ヲ立テテ居ルノデア  
リマス、今直チニ徹底的ニ手ガ届クト云フ  
譯ニハマダナラナイガ、生活ノ安定ヲ得セ  
シメムト心配シテ居ル、トノ答デアリマシ  
タ、第十六、是デ終リデゴザイマスガ、市  
町村民稅實施ニ付テノ質問、一委員カ  
ラ、市町村民稅ニ付キマシテハ、此ノ新稅  
創設ノ趣旨ヲ、市町村當事者ニ能ク理解セ  
シメ、徹底セシムルノ要ガアル、然ラザレ  
バ本稅ガ第二ノ戶數割ノ如キモノニナルヤ  
ウナ工合ニ思ハレル、内務當局ノ實施上ニ  
付テノ用意如何ヲ尋ネラレタノニ對シマシ  
テ、内務大臣ハ、内容ハナカヽチヨット  
理解ガ困難デアル、殊ニ過渡的ノ取扱ノ上  
ニ難解ノ點ガアル、若シ取扱ヲ誤ル時  
ニハ、新稅ノ效果ヲ擧ゲルコトガムヅカシ  
イヤウニ考ヘルカラ、仍テ全般的ニ取扱者  
ヲ教育スルノ必要ガアルカラ、直接ノ當務  
者ヲ招集シテ能ク趣旨ヲ理解セシメ、ソレ  
ゾレ下級團體ニ對シ、且市町村民稅ノ性質  
ニ付テ、教科書のモノヲ地方團體ノ取扱  
者ニ配付シ、此ノ稅制ノ理解ヲ深カラシ  
メ、尙本稅ノミナラズ他ノ地方稅改正ニ付

テ種々ノ方法ヲ講ジテ、能ク了解セシムリタイト思ヒマス、而シテ二十四日ノ午前中ニ於キマシテ質疑ガ終了致シマシタノデ、同日ノ午後ニハ劈頭カラ討議ニ入ッタノデアリマス、討議ノ際ニ一委員カラシテ、斯様ナル意見ノ陳述ガアリマシタ、原案、即チ衆議院ノ修正部分ニ付テハ修正案ニ賛成ヲスル、本案ハ中央、地方ヲ通ズル劃期的改正案デアツテ、殊ニ地方稅制ニ付テハ、多年ノ懸案モ一應解決シタル重要ノ法案デアル、原案所期ノ目的タル負擔ノ均衡、地方團體ノ基礎ノ確立、地方稅制ノ簡易化ハ、大體ニ於テ達成セラレルコトト思フ、殊ニ戸數割等ノ廢止、自轉車稅其他ノ輕減等ハ、誠ニ適切妥當ナル案デアルト思フ、而シテ本案ニ依ル資力薄弱ナル府縣市町村ニ對シマシテ、分與稅ニ依シテ財政ノ基礎ヲ確實ニシ、財政需要ニ應ズルコトヲ得セシメルト云フコトハ、國家構成ノ基礎タル地方團體ノ堅實ナル發達ニ資スル所ガ大ナルベキデアラウト思フ、地租、營業稅、家屋稅ノ三收益稅ヲ樞軸トスル彈力性アル所得稅ノ一定割合ヲ中心トシテ配付稅ト爲シタルハ、大體ニ於テ誠ニ適切ノ處置デアルト思フ、以上ノ理由ニ依シテ本案ハ地方自治團體ノ發展、進歩ニ寄與、貢獻スル所尠カラナルガ爲ニ、地方團體ヲシテ自治精神ノ表

退ヲ來サシメ、中央依存ノ氣風ヲ助長セシ  
ミザルヤヲ惧レル、斯クノ如キコトガアッテ  
ハ、地方自治ノ振興發展上誠ニ遺憾ナルノ  
ヲ要スルモノデアルト思フ、此ノ點ニ關シ  
テ政府ノ指導監督及本法ノ運用ニ關シテハ  
ルニ至ルベキヲ以テ、十分ニ慎重ナル注意  
遺憾ナカラムコトヲ望ム、尙又本法ニ依ル  
資力薄弱ナル府縣市町村ニ多大ノ利益ヲ來  
スベキハ、疑ナキモ、資力薄弱ト思ハル、  
地方團體ハ、例ヘバ大都市竝ニソレニ包含  
スル府縣ニ於テモ、政府ノ説明ニ依レバ大  
ナル不利益ナシトノコトデアルケレドモ、  
尙大方ノ懸念ヲ一掃スルニ至ラナイノデア  
ル、是等ノ地方ハ、最近ノ生産擴充ニ多大  
ノ貢獻ヲナシツ、アル地方デアツテ、國力ノ  
發展ニ偉大ナル寄與ヲ爲シツ、アル、其ノ  
財政ノ需要モ從ツテ偉大ナルモノガアル、年  
年財政需要ノ激増スル地方デアルカラ、  
發展ニ偉大ナル寄與ヲ爲シツ、アル、其ノ  
角ヲ矯メテ牛ヲ殺スノ弊ニ陷ラナイコトニ  
十分ナル注意ヲ要スル、市町村民稅ノ最高  
額ヲ、六大都市ニ付テハ二千圓、其ノ他ノ  
都市ニ付テハ千五百圓トシタル衆議院ノ修  
正ハ、負擔力ノ大ナル都會ニ多キ實情ニ鑑  
ミマシテ、妥當ノ修正ト認メラレルニ依ツ  
テ、修正案ニ賛成ヲスル、其ノ他ノ修正  
給ニ付キ、市長ヲ經由スルコトスル衆議  
院ノ希望ハ、六大都市ノ實情ニ鑑ミ妥當ト  
ト認メル、六大都市ノ小學校教員俸給ノ支  
給メラレルヲ以テ、自分モ衆議院ノ希望ニ  
認メラレルヲ以テ、自分モ衆議院ノ希望ニ

同意スル者デアル、尙三部制ノ廢止ニ付テハ其ノ善後措置ニ付テ無理ナイヤウニシテ原案ヲ贊成セラレタノデアリマス、又或一委員カラヘ、審議ノ日敷ガ足ラナイガ故ニ、十分検討スル暇ガナカッタコトヲ遺憾トスル、法案作成ニ付テハ當局ニ於テ長キ期間ニ亘ツテ研究セラレタノデアルカラ、ソレヲ信賴シテ大體不可ナカルベシト思ウテ贊成スル者デアル、併シナガラ各箇ノ問題ニ至ツテハ疑問ノ餘地ガアル、一例ヲ言ヘバ市町村民税、是ハ住民税ト云フ名稱ヲ附シナガラ、實ハ一戸ヲ構ヘタル者、若シクハ之ニ準ズル者ニ對シテ、之ヲ賦課スル、而シテ其ノ實體ハ制限セラレタル戸數割デアル、ソレハ市町村民税ノ性質トシテ、政府ノ説明スル市町村民ヲシテ市町村費ノ負擔ヲ分任スルト云フ地方自治ノ根本精神ヲ、税制ノ上ニ具現スルコトヲ主眼トスルト云フコトト矛盾スルノ虞ガアル、此ノ點ニ疑問ヲ持ツノミナラズ、衆議院修正ハ、此ノ住民税ヲシテ、一層從前ノ戸數割ニ近カラシムルモノデアル、故ニ此ノ點ニ付テハ深ク検討スル必要ヲ感ズルケレドモ、此ノ際貴族院ニ於テ更ニ修正ヲ爲ス時ハ、場合ニ依リ重大ナル結果ヲ生ズルノ虞ナシトセズ、故ニ重大ナル時局ニ際シ、政府ヲシテ事變處理ニ邁進セシムル爲、遺憾ナガラ衆議院修正ノ質問案ヲ承認スル、尙希望ガアル、一ツハ、政府ノ善處ヲ望ムト云フ要望ヲ加ヘラレマニ、十分検討スル暇ガナカッタコトヲ遺憾トスル、法案作成ニ付テハ當局ニ於テ長キ期間ニ亘ツテ研究セラレタノデアルカラ、ソレヲ信賴シテ大體不可ナカルベシト思ウテ贊成スル者デアル、併シナガラ各箇ノ問題ニ至ツテハ疑問ノ餘地ガアル、一例ヲ言ヘバ市町村民税、是ハ住民税ト云フ名稱ヲ附シナガラ、實ハ一戸ヲ構ヘタル者、若シクハ之ニ準ズル者ニ對シテ、之ヲ賦課スル、而シテ其ノ實體ハ制限セラレタル戸數割デアル、ソレハ市町村民税ノ性質トシテ、政府ノ説明スル市町村民ヲシテ市町村費ノ負擔ヲ分任スルト云フ地方自治ノ根本精神ヲ、税制ノ上ニ具現スルコトヲ主眼トスルト云フコトト矛盾スルノ虞ガアル、此ノ點ニ疑問ヲ持ツノミナラズ、衆議院修正ハ、此ノ住民税ヲシテ、一層從前ノ戸數割ニ近カラシムルモノデアル、故ニ此ノ點ニ付テハ深ク検討スル必要ヲ感ズルケレドモ、此ノ際貴族院ニ於テ更ニ修正ヲ爲ス時ハ、場合ニ依リ重大ナル結果ヲ生ズルノ虞ナシトセズ、故ニ重

ノ改正ハ大改正ナルヲ以テ、之ガ遂行ニ當ツテ、一面地方自治ヲ害セザルヤウ、他ノ一面ニ於テ負擔ノ過重ヲ激成セシメザルヤウ、十分ニ留意セラレタイ、希望ノ第二トシテハ、將來議案審議ニ當リ、貴族院ニ於テ慎重審議ノ出來ルヤウニ政府ノ措置ヲ希望スル、ト云フコトヲ申サレマシテ原案ニ賛成ナセラレタノデアリマス、又或一委員カラハ、私モ此ノ度ノ地方稅制ハ劃期的ノ改正ニアルト思ヒマス、從來ノ例ニ依ルト、國稅第一主義ニアッテ、國稅ニ重キヲ置イテ、地方稅ヲ改正スルト云フ考ヘ方デアッテ、長イ間ノ苦イ經驗ヲ嘗メサセラレテ居ツタノデアリマスガ、此ノ度ノ事變以來、國債ノ上カラ言シテモ、其ノ底止スル所ヲ知ラザル勢ヲ以テ進ンデ行ク、國民ハ國稅ノ増徵ヲ負擔スル覺悟ヲ持ツテ居ル此ノ場合ニ於テ、地方稅ノ確立ヲ得タト云フコトハ誠ニ結構ナコトデアルト思フ、殊ニ今回ハ分與稅ノ制度ニ依ツテ國稅ノ委譲ノミデナク、負擔ノ均衡ヲ圖ル上ニ於テ、地方團體ニ配付スルコトハ完璧ヲ得タル改正デアルト思フ、内務省ニ取ツテハ空前ノ大成功デアル、ソレニ付テハ先日來ノ質疑ノ際希望モ出テ居ツタガ、稅制ノ改正ニ伴ヒ、地方制度ノ革新ヲ圖ルコトガ急務デアル、又地方債ノ嵩マヌコトヲ注意シナケレバナラナイガ、併シ相當ノ地方債ハ認メナケレバナラナイ、此ノ度地方團體ニ相當ノ財源ヲ得タコトカラシテモ、中央金庫制度ヲ樹立シテ、之ガ調節宜シキヲ得ルヤウニスルコトガ必要デアリ、是アッ

テコソ初メテ完璧ヲ期スルコトガ出来ルモノト考ヘル、政府ニ於テモ最善ノ努力アラムコトヲ望ムト述ベラレマシテ原案ヲ賛成セラレタノデアリマス、尙又或一委員カラ、簡単ニ賛成意見ヲ演述スルト云前提デアリマシテ、意見ノ開陳ガ次ノヤウニアリマシタ、地方稅法案ヲ篤ト検討致シマシテ、内務當局ノ苦心ノ程ヲ窺ヒ得テ誠ニ敬服ニ堪ヘナイノデアル、唯分與相ノ名稱ハ適當デナイト思ハレルノデアルガ、實質ハ間然スル所ナキ良案デアッテ、地方自治團體ノ上ニ良キ效果ヲ及ボスコト極メテ大ナルモノアルコトヲ信ズル者デアリマス、併シナガラ其ノ成果ヲ擧グルヤナルヤハニ繫ツテ運用ニ存スルユトデアリマス、各委員カラ種々ナル點ニ付テ申サレタ所ニ顧ミマシテ、自治精神ニ背戾セザレカラ、各委員カラ種々ナル點ニ付テ申サレタ所ニ顧ミマシテ、ソレデ他ニ別段ノ意見ノ吐露モゴザイマセヌノデ、質問ハ自然終結ヲ告ゲタノデアリマス、仍テ衆議院ヨリ送付ニ係ツテ參リマシタル所ノ各案ヲ一括シテ議題ニ供シテ採決ヲ致シマシタ處ガ、前段ニ御報告ヲ申上ダマシタ通りニ、全会一致ヲ以テ、各案全部、衆議院送付案ノ通りニ可決議了ニ相成リマシタ、以上御報告ヲ申上ゲマス

立ヲ願ヒマス

〔總員起立〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 全會一致ト  
ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵立見豊丸君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 植村子爵ノ

動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 直チニ八案ノ第一讀會  
ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵立見豊丸君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 植村子爵ノ

動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ  
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ  
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 八案ノ第一  
讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部

ヲ問題ニ供シマス、八案全部、委員長ノ報  
告書リテ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ  
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ  
ト認メマス

○子爵植村家治君 直チニ八案ノ第三讀會  
ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵立見豊丸君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ  
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 八案ノ第三  
讀會ヲ開キマス、八案全部第二讀會ノ決議

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 八案ノ第一  
讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

通リテ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ  
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 異議ナイト  
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 日程第四十  
六、農會法中改正法律案、政府提出、衆議  
院送付、第一讀會ノ續委員長報告、委員長  
大限候爵

農會法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十五年三月二十四日

委員長 侯爵大限 信常

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

〔侯爵大限信常君演壇ニ登ル〕

○侯爵大限信常君 只今上程セラレマシタ

農會法中改正法律案ハ、時局ノ推移ニ對應  
シ、農業生産ヲ確保シ、各般ノ農業政策ヲ

遂行スル上ニ於テ極メテ緊要ナル法律デア  
リマス、而シテ其ノ目的トスル所ハ、第一、  
農會ノ機能ヲ強化スル爲農會ガ農業ノ統制ニ  
關シ命令ヲ爲シ得ルコトトナシタ點ニアリ

更ニ必要ニ依テ、行政官廳ガ農會ノ統制ニ  
關シスル施設ヲ行ヒ得ルコトトナシタ點ニアリ

マス、次ハ部落ニ於ケル農業ニ關スル團體  
ガ農會ニ加入シ得ル途ヲ開キマシテ、是等

團體ノ活動ヲ促進スルト共ニ、農會ノ機能  
ノ徹底ヲ圖ラムトスルニアルノデアリマス、  
而シテ委員會ニ於キマスル質疑應答ノ中、

主ナルモノヲ概略申上ダマスレバ、部落團  
體ガ加入スル必要性ニ付テハ、農會ノ統制

機能ノ徹底上必要デアルト云フコトデアリ  
マス、又農會ハ其ノ性質上、經費等十分ナラ  
ザルヲ以テ、政府ハ特ニ助成ヲ行フ必要ガ

アルコト、又農會ノ事業トシテ各般ノ紛議ノ  
調停等ヲ積極的ニ行ハシムル必要ガアルコ  
ト等、農會ノ指導方針ニ付キマシテ質疑ガア  
ベキ旨ノ答ガアリマシタ、又朝鮮ニ於ケ  
ル農會ノ制度ニ整備ニ付テノ質問ハ、政府ハ  
朝鮮ノ產業ノ發達ニ伴ヒ考慮スベキデアル  
ト云フコトデアリマシタ、尙本改正ニ依ツ  
テ、農會ト產業組合トノ間ニ摩擦等ノ生ズ  
ル虞ヘナイカ、又農會ト產業組合ニ對スル指  
導方針竝ニ兩團體ヲ合併スルコトノ適否等  
ニ付キマシテ質問ガアリマシタガ、之ニ對  
シマシテハ、政府ハ本改正ニ依ツテ兩團體ノ  
間ニ摩擦等ノ生ズルコトハナイト云フコト  
デアリマシタ、又兩團體ソレハ組織及成  
立ノ目的ヲ異ニシテ居リマスルガ故ニ、政  
府ハ是等ノ本質ニ從ヒマシテ、之ヲ伸展セ  
シメ、兩者ノ有スル目的ノ達成ニ努メル考  
デアリマスカラ、從ツテ是等ノ兩團體ヲ合體  
スルト云フコトハ困難デアルト云フ答辯ガ  
アリマシタ、斯クノ如クシテ討議ニ移リマ  
シテ、一委員ヨリ賛成ノ意見ノ開陳ガア  
リマシテ、採決ノ結果、全會一致ヲ以テ本  
案ヲ可決スベキモノト致シタ次第ゴザイ  
マス、右御報告申上ゲマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 別ニ御發言  
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 本案ノ第三  
讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決

モナケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ  
第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○子爵植村家治君 直チニ本案ノ第二讀會  
ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵立見豊丸君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 植村子爵ノ

動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ  
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 直チニ本案ノ第三讀會  
ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵立見豊丸君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 植村子爵ノ

動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ  
ト認メマス

○子爵植村家治君 直チニ本案ノ第一讀會  
ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵立見豊丸君 賛成

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 植村子爵ノ

動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイ  
ト認メマス

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 本案ノ第一  
讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決

議通リデ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長（侯爵佐佐木行忠君） 御異議ナイ  
ト認メマス、明日ハ午前十時ヨリ開會致シ  
マス、議事日程ヘ、決定次第彙報ヲ以テ御  
通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマ  
ス

午後三時二十七分散會